

平成20年第2回
美唄市議会定例会会議録
平成20年6月16日（月曜日）
午前10時00分 開議

都市整備部長 山口隆慶君
市立美唄病院事務局長 奥山隆司君
消 防 長 佐藤賢治君
総務部総務課長 小橋一夫君
総務部総務課総務係長 村上孝徳君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 白戸仁康君
教 育 長 村上忠雄君
教 育 部 長 安田昌彰君

◎出席議員（15名）

議 長 林 国 夫 君
副議長 内馬場 克 康 君
1 番 吉 岡 文 子 君
2 番 森 川 明 君
3 番 五 十 嵐 聡 君
4 番 高 橋 幹 夫 君
6 番 阿 部 義 一 君
7 番 長谷川 吉 春 君
8 番 米 田 良 克 君
9 番 白 木 優 志 君
10番 小 関 勝 教 君
11番 土 井 敏 興 君
12番 本 郷 幸 治 君
13番 紫 藤 政 則 君
15番 谷 村 孝 一 君

選挙管理委員会委員長 熊野宗男君
事 務 局 長 大道良裕君

農業委員会会長 佐藤博道君
農業委員会事務局長 山崎一広君

監 査 委 員 川村英昭君
監査事務局長 嵯峨和樹君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 藤井英昭君
次 長 中平匡司君

午前10時00分 開議

●議長林 国夫君 これより本日の会議を開きます。

◎出席説明員

市 長 桜井道夫君
副 市 長 佐藤昭雄君
総 務 部 長 板東知文君
市 民 部 長 岩本良一君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中川直紀君
商工交流部長 岡嶋博文君
農 政 部 長 林 信 孝 君

●議長林 国夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

6 番 阿部義一議員

7 番 長谷川吉春議員

を指名いたします。

●議長林 国夫君 次に日程の第2、一般質

問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐 聡議員（登壇） 質問の前に6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震で多くの死傷者が出ております。被災された方々に、この場を借りまして心からお悔やみとお見舞いを申し上げますと共に、改めて予知できない地震の恐ろしさを知らされたところでございます。

それでは、平成20年第2回定例会に当たり、大綱2点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、農業行政について。

小麦、米、トウモロコシ、大豆などの基礎食料農産物の国際価格が、年明けから高騰しており、国際的な自給の逼迫等、食料をめぐる情勢は、かつてない変化が起こっており、その影響は日本の消費者や畜産農家にも及んでおりますが、多くの途上国の影響は深刻であります。

今年の農業白書は、6割を海外に頼る日本の食の現状に、強く警鐘を鳴らしており、食料基地、北海道としての重要性はますます高まると考えます。

1点目に本市農業の今後の振興をお伺いいたします。

2点目、国内で消費される小麦粉の9割が、国外からの輸入外国産小麦価格の高騰等から安定確保が危ぶまれている中で、国内小麦粉の消費量の10%が米粉に置き換えれば、現在の39%の食料自給率が、41%まで改善されると試算されております。21世紀農政2008では、米利用の新たな可能性の追求

を打ち出し、パンや麺類等への米粉の活用の本格化が明らかになりました。

本市では、早くから美唄こめこ研究会が中心になって、米粉の利用に取り組んでおり、多くの市民にも浸透して来ていることから、米粉を製粉施設の取り組みについてのお考えをお伺いいたします。

3点目、2005年の農林業センサスでは、耕作放棄地は全国で38万6,000ヘクタール、経営耕地の占める割合9.7%。

農水省は耕作放棄地対策として、今年の夏に市町村と農業委員会が協力して実態を調べ、耕作放棄地を農地と非農地に分類するとしています。本市においての遊休農地、耕作放棄地の実態をお伺いいたします。

4点目、今後特に東の地域においては担い手の高齢化、後継者不足、また、受け手も少ないことから、遊休農地が出てくると考えます。遊休農地の利活用対策をお伺いいたします。

5点目、今年は雪解けも早く進み、渡り鳥も例年よりも早くに飛来し、遅くまでとどまっており、秋播き小麦の被害も、昨年よりも多くあったように考えます。被害の被害額を出すのは難しく、これまでのモニタリング調査で、今後の対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

6点目、本年4月から5月にかけて、秋田県の十和田湖と道内の根室管内別海町の野付半島と網走管内の佐呂間町で、オオハクチョウの死骸が高病原性鳥インフルエンザに感染していたことが判明いたしました。また、韓国では鳥インフルエンザが多発しております。

本市には毎年数万羽の渡り鳥が飛来しており、万が一の発生に備えた、危機管理体制マ

ニュアルが策定されているのかお伺いたします。

大綱２点目の、産業振興について。

茶志内にある空知団地は、国内最大級の内陸型工業団地として、昭和５４年に造成分譲販売され、地域や市も大きな期待を寄せておりましたが、長期間にわたり、新たな企業の進出がありません。３月に中小企業基盤整備機構は、空知団地を含む道内５団地の分譲価格を、１年間限定で大幅に値引き販売の新聞報道がありました。

まだ３ヶ月しか経過しておりませんが、キャンペーンによる企業の動き、合わせて美唄市はキャンペーンに、どのような関わりをしているのかお伺いたします。

次に、空知団地にある第３セクター、美唄ハイテクセンタービルは、思うように企業の入居がなく、余りよくない状況が続いております。現在の入居状況とどのような対策に取り組んでいるのかお伺いたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、農業行政について、美唄市農業の振興についてであります。小麦等穀物価格の国際的な高騰等により、食糧問題は世界的な問題になっているため、国において食料供給力の強化が打ち出される等、国内における食糧の供給基地としての北海道の役割はますます高まっているところであります。

本市としましては、こうした状況を美唄農業のチャンスととらえて、地域特性を活かして、米を中心とする多様な農産物を組み合わせた複合経営や、インターネットを含む直売、

他産業との連携による付加価値化の促進の他、市内農家の高齢化・農家戸数の減少傾向等を踏まえた共同化・法人化の促進等に取り組み、経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

合わせて、農業者の皆さんを初めとする農協等の関係団体との連携の下で、理念と方向性を明らかにし、地域資源を活かした安心安全な農産物・農産加工品作り等、足腰の強い農業・農村づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、米粉についてであります。国では、国際的に不透明な食糧の需給事情に対応するため、米利用の新たな可能性として、主食用だけではなく、米粉としてのパン、麺類等に活用する取り組みを本格化することとしております。

本市においては、これまで市及び美唄こめ研究会が中心となり、美唄産米を市外の専門業者に依頼して製粉し、パン、ケーキ、菓子、麺等の商品化や需要拡大を進めてきたところであります。

米粉製粉施設の導入については、米粉の品質やコスト面等の課題があることから、今後関係団体等と検討してまいります。

次に、遊休農地の利活用についてであります。国道から東の地域につきましては、本年度、市と農業委員会が協力し、遊休農地の調査を実施いたしますので、この調査結果を基に、東地域を含めた市全体の遊休農地利活用について、農業委員会と協議してまいりたいと考えております。

次に、マガンの食害対策についてであります。市では、平成１４年度から農業者の皆

さんに自己防衛のための防除資材として、ポールと鳥よけテープを貸し出し、防除対策を進めてきており、これまで一定の効果があったものと考えております。

市としましては、東京大学大学院と連携協力しながら、小麦食害調査を継続実施しておりますので、今後とも効果的・効率的な防除対策等の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、鳥インフルエンザウイルスについてですが、本年4月から5月にかけて、秋田県の十和田湖と道内の野付半島、サロマ湖で収容されたオオハクチョウが、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していた事が判明いたしました。

本市では、オオハクチョウ2羽とマガン1羽について、道の機関で検査を実施しましたが、いずれも陰性となっております。

鳥インフルエンザの対応につきましては、マニュアル等は策定しておりませんが、死亡した鳥を発見し、通報があった場合は、通報者に素手で触らないよう注意を促すと共に、迅速に鳥を収容し、道の機関に検査依頼しております。

また、鳥インフルエンザウイルスの感染が確認された場合には、関係機関等と連携をとり、速やかに対応してまいります。

次に、産業振興について、企業誘致活動についてですが、工業団地を所有する中小企業基盤整備機構は、本年3月17日から明年3月31日までの期間を限定し、空知・釧路地域の旧産炭地にある工業団地の「企業立地応援キャンペーン」を実施しております。

その内容は、これまでの分譲価格を5割か

ら最大7割までの値引きを行い、道内外の企業への周知を目的に、東京・大阪での企業誘致応援セミナーの開催や、日本経済新聞を初めとする新聞広告による啓発、または進出意向調査の実施や首都圏・東海地方への企業訪問を予定しているところであります。

本市といたしましては、このキャンペーンに参画し、4月・5月に、旭川市近郊の51企業に対し、本キャンペーンの周知を目的とした企業訪問を行っております。

現在のところ、本キャンペーンによる立地の動きはありませんが、今後とも中小機構と連携を図り、企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、美唄ハイテクセンターの実態についてですが、株式会社美唄ハイテクセンターは、全14室、合計356坪の貸し室があり、現在財団法人自治体衛星通信機構や株式会社美唄未来開発センター等6室の入居で、入居率は43%となっております。

入居募集活動につきましては、北海道等、関係機関と連携を図り、コールセンター企業等へのPRや企業訪問を実施しており、今月6日には、道内で事業展開しているコールセンター企業48社に対して、進出意向調査を実施しております。

今後、その調査結果を踏まえ、入居率の向上に向けた誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

なお、遊休農地、耕作放棄地の実態につきましては、農政部長から答弁をさせていただきます。

●議長林 国夫君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 遊休農地、耕作放棄

地の実態については、私から答弁をさせていただきます。

遊休農地、耕作放棄地の実態についてであります。本市におきましては、平成17年度農林業センサス調査において、遊休地が35ヘクタールとなっており、その割合は耕地面積9,441ヘクタールの約0.4%となっております。

●議長林 国夫君 3番、五十嵐聡議員。

●3番五十嵐 聡議員 2点について、再質問いたします。

マガンの食害対策についてであります。ポールとテープの効果は低くなり、生産者は手立てに困っております。

また、現行の小麦食害対策事業実施要領は、廃耕してその他の作物へ転換した時、交付金の差額だけの補償であって、実態にはそぐっておりません。実効性のある中身に変えるべきではないかと考えております。

次に、鳥インフルエンザでありますけれども、宮島沼の周辺の住民にお聞きしますと、水鳥・野鳥の死骸は珍しくはなく、特に関係機関に連絡はしていないとのこと。過度にあおることではなくて、危険性を認識してもらう為に、状況を提供すべきであると考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 五十嵐議員の質問にお答えします。

初めに、渡り鳥の食害対策についてであります。当面は防除資材の貸与等、小麦食害対策事業実施要綱に基づき、対応してまいりたいと考えておりますが、本市と東京大学大

学院が協力しながら、食害調査を継続しておりますので、今後とも連携を図りながら新たな対策についても検討を進めてまいりたいと考えています。

次に、鳥インフルエンザであります。宮島沼には多数の渡り鳥が飛来することから、対策といたしましては、鳥の排せつ物等に触れた場合の対応や、衰弱したり、死亡した鳥を見つけた場合の対応、連絡先等につきまして、広報紙等により周知してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 次に移ります。

4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員（登壇） 平成20年第2回定例会において、先に通告した通り、大綱1点について、市長にお尋ねいたします。

その1つは、地方分権における市町村合併についてであります。地方分権は地方公共団体に地方自治の主体として、できるだけ多くの権限や財源を移し、都道府県や市町村が自主的・自立的に地域の実情に合った行政を展開できるように、制度を変えて行こうとするものであり、自分たちの住んでいる地域のことは、自分たちで決められる仕組みにしたい、こうするものであります。

平成7年の地方分権推進法の施行、または平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権の推進は、全国的にも実行の段階に入ったと言われております。

明治以来、日本は中央集権型の行政システムを形成することにより、急速な近代化と経済発展を遂げることができました。しかし、その反面、地方の自治を制約し、地域の多様性を軽視する等の問題もあったと認識してお

ります。

また、地方自治体を取り巻く環境は、急速に変動しており、新たな時代の状況と課題に集権的システムが適合せず、さらに地方分権を加速させなければなりません。この地方分権が推進されると、身近な地方公共団体で、住民が自主的にまちづくりの仕事を決めることができるようになり、国、都道府県、市町村のそれぞれの役割と責任の範囲が明確になります。また、国の画一的な基準や、各省庁ごとの縦割り行政に縛られず、地域の実情や、ニーズに合った個性的な行政を展開することもできるようになります。さらには国の地方自治体に対する手続、関与等が最小必要限のものとなり、労力経費等が節減されるとともに、住民にとっても事務処理手続が簡素化されると言われております。

美唄市においては、平成13年より地域の生き残りをかけ、関係省庁や役場内での協議が始まり、その後、美唄市議会では、合併の是非を問う市町村合併問題等調査特別委員会や、単独で自立を目指すための自立推進等調査特別委員会等を経て、美唄市が美唄市らしい選択をしてきたことと認識しております。

そこで前段も述べた通り、地方自治体を取り巻く環境が、急速に変動している中において、現在まで美唄市単独の自立のシナリオがどれだけ進行しているのか。その達成度について、また、その実情をどのように認識しているのかお尋ねいたします。

次に、美唄市は、平成15年12月に自立の選択をした訳ですが、同じ頃に、国が強く推進している市町村同士の合併を選択した自治体も数多くあります。日本全体では、平成

11年に3, 232あった市町村が18年には、1, 821。平成20年11月には、1, 785の市町村になる予定であります。

北海道においては、平成20年2月現在で、212市町村から180市町村へと合併が進みました。しかしながら、北海道は広大な面積を有すると言った地域性等から、減少率は15.1%にとどまり、全国平均の44.3%からして、大きく後退していることが現状としてあります。

合併の検討や、議論は、市町村や地域住民が自ら主体的に行うことが重要であり、そうした合併の検討を進める市町村に対し、北海道も全力で支援をしていくという考えであります。平成20年度は、新合併新法の期限まであと2年となることから、地域において合併の検討や議論を行う重要な年になることを踏まえ、新たな財政支援を創設する等、新法に基づく合併市町村への支援を拡充し、市町村の合併に向けた取り組みを力強く後押ししていくものと伺っております。

そこで、美唄市は過去に自立か合併かの議論は、膨大な時間をかけ、議論したことを承知しておりますが、急激に変化する環境において、この全国的な合併について、どのような見解を持っているかお尋ねいたします。

合わせて、現在道議会の目玉となる支庁再編についての見解と、施行された場合の美唄市における影響をどのように推測しているのか、お聞かせください。

また、市町村合併においては、既に実施されている自治体より、さまざまな課題や問題点が出されております。そのため、国は、平成19年4月に地方分権改革推進法により、

内閣府に、地方分権推進委員会を設置し、国と地方の役割分担の徹底した見直しや、地方財政制度の整備、行政体制の整備及び確立方策といった調査審議を行い、さらに、平成19年7月には、最近の社会情勢の変化に対応した地方行政制度のあり方や、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方を諮問する為に、第29次地方制度調査会を設置したと聞いております。

前段に述べた道の合併に対する取り組みなどを考えると、美唄市が以前に合併議論をした状況とは、大きく変化していることと考えますが、今後における美唄市の合併問題についてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、事務権限移譲について、質問させていただきます。道から市町村への権限移譲とは、北海道がしている仕事の一部を、その財源と共に市町村へ移し、市町村が自分たちの判断で仕事ができるようにするということと承知しております。

一番わかりやすい事例としては、パスポート申請であります。これまでパスポートを申請する場合は、一度市町村役場に行き、戸籍抄本をもらい、最寄りの支庁や札幌のパスポートセンターに行き、申請手続きをしてまいりましたが、パスポート申請の権限が市町村に移ることで、市町村役場の窓口に行けば、1回ですべての手続きが済むようになります。

このパスポートと似た事例として、除雪があります。現在道々の除雪は、北海道が担当し、地域の土木現業所が対応しておりますが、局地的な豪雪への対応は、そのまちで除雪の判断や指示を出すのが一番的確と言われてお

ります。隣の町の奈井江町では、この権限移譲により、道々の除雪をすることになりました。これにより、奈井江町では、地元の除雪業者を選定、委託できるようになり、今まで道々では使用できなかった奈井江町の除雪車両も投入できるようになったということでもあります。現場の意見として、奈井江町役場ふるさと振興課では、夜間休日は町の職員が現場に行き対応をしておりますので、住民サービスについては向上して来たということ伺っております。

地域に住む住民のことを一番よく分かっているのは市町村であり、そこで、市町村に国や道が持っている権限や財源の多くを移譲することで、住民の意思が行政に反映されやすくなり、効率のよい仕事ができるようになると考えられます。

道では、平成11年3月に、道州制に向けた道から市町村への事務権限移譲方針を策定し、毎年毎に市町村に移譲要望の照会を行い、協議が整ったものから順次移譲するということとしており、要望照会に合わせて、市町村向けの説明会を開催している他、要望にあった市町村に対し、財政措置について事前に交付金単価の差額を示すなど、市町村の検討に資するよう、積極的な情報提案に努めていると伺っております。

また、このように市町村への事務権限の移譲については、市町村から要望に基づいて進められているため、目標年次を示すことは困難であるが、市町村が住民サービスの中心的役割を担う、地域主権型社会の構築に向けた、着実な一歩を踏み出すことが出来るよう、事務内容の説明や協議などを通じて、より多く

の市町村の理解を上げることにより、一層の推進を図っているものと伺っております。

道が所管する約2,500の事務事業約4,000条項の権限のうち、189の事務事業2,054条項の権限を、市町村への移譲を対象とし、権限移譲に合わせて事務権限移譲リストとして提示しており、リストでは、事務事業権限を移譲に当たって特段の条件のないもの、受け入れ体制等の条件整備が必要なもの、法制度の改正等が必要なものに区分しており、このうち移譲に当たって、特段の条件がない事務権限については、早期に全市町村に対し、移譲が行われるよう整備され、また移譲に当たって専門的な知識を有する職員の確保や、受け入れ体制等の条件整備が必要な事務権限については、既に条件を満たしている市町村に対して、早期に移譲が行われるよう整備が進んでおり、条件を満たしていない市町村においても、必要な条件整備が進むよう対処していると伺っております。

そういった中において、美唄市における事務権限移譲の現状と認識をお聞かせください。

私は、この事務権限移譲は、決して国や道の押しつけではなく、各市町村の同意を得てから行われることが望ましいと考えております。地域のことや市民の生活に身近なことを、家庭の事情をよく知り、市民の声が届きやすい市町村で決められることができれば、さらによりよい行政サービスにつながるのではないのでしょうか。

今後の美唄市におけるさらなる取り組みについてお考えをお聞かせください。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 高橋議員の質問に

お答えします。

初めに、地方分権について、自立のシナリオについてであります。平成15年に、市町村合併議論の際にまとめた「美唄市自立のシナリオ」につきましては、平成17年2月に美唄市自立推進計画として、本市の自立に向けた具体的な取り組み事項を改めて整理したところであります。

この計画は、昨年8月にまとめた見直し版の段階で、取り組み項目数は133となっており、このうち実施済あるいは実施中のものは、平成19年度末で91項目、割合として68.4%となっております。また、本年度実施の教育研究所の廃止、下水道使用料改定、総合体育館・体育センターの指定管理者導入、茶志内中・西美唄中の配置見直しを加えると、95項目71.4%となります。

自立推進計画については、今後新たに策定する財政健全化計画に合わせ、内容の見直しを行うこととしており、一層の行財政改革を進めてまいりたいと考えております。

次に、市町村合併に対する考え方についてであります。市町村合併は、住民の判断で、その自治体を活性化させるための手段であり、いわゆる「平成の大合併」で、全国的には多くの合併が実現しておりますが、北海道では、行政面積の規模や積雪寒冷地であること、あるいは財政状況の悪化などの状況もあり、合併のメリットが見出せない市町村が多かったのではないかと受けとめております。

また、支庁制度改革については、道が示している案の中で、14支庁を9つの総合振興局と5つの振興局に再編することとし、空知支庁は道央総合振興局に再編され、その所在

他は岩見沢市となっていることから、現段階では本市への大きな影響はないものと受けとめております。

しかし、全道市長会としては、地域格差の拡大などが懸念されることから、慎重に取り進めるよう知事に要望しているところであります。

また、今後の市町村合併に対する考え方についてであります。平成18年に公表された道の市町村合併推進構想では、空知Aグループとして、三笠市、月形町との組み合わせが示されております。私は自治の基本は、住民の意思であり、市町村合併の議論に際しては、まずそのことが前提であるという考え方に立っております。

本市は、現在「自立と協働」をテーマとして、美唄らしい自治の仕組みづくりに取り組んでいるところであり、道の市町村合併構想については、市民の皆さんの意思を最大限尊重することを基本に、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、事務権限移譲についてであります。本市の状況としましては、平成18年度では、母子保健法に基づく未熟児の訪問指導に関する事務など2件、平成19年度では、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、有害鳥獣の捕獲等の許可に関する事務等16件、平成20年度では、中小企業等協同組合法に基づく、組合の設立及び共済規定の認可等に関する事務等26件で、過去からの移譲も含めて、平成20年4月現在で、219項目の事務権限が移譲されております。

今後におきましても、移譲に伴い必要となる組織体制や経費の他、交付される委託金の

状況などを総合的に勘案し、市民の利便性向上につながるもの等について、優先的に進めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 4番、高橋幹夫議員。

●4番高橋幹夫議員 さらに理解を深めるために、自席から何点か質問させていただきたいと思います。

まず初めに、市町村合併についてであります。自立推進計画については、今後新たに策定する健全化計画に合わせて、内容の見直しを行っている。そして、さらに、行政改革を進めてまいりたい、というようなご答弁をいただきました。

この策定計画のポイントと健全化に向けた、さらに加速させる行政内容、改革内容とは一体どういうものなのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

また、実際に合併を進められている市町村において、合併のメリットが見出せなかったということでありましたが、このことは実際に合併を行っている自治体より意見を収集されていたのかということで、内容を受けとめているのであれば、お聞かせ願いたいと思います。

次に自立を目指す美唄市に対して、道は空知Aグループとして、三笠と月形との組み合わせが示されたというようなご答弁をいただきましたが、これに関して道より事前の協議がなされたと思いますが、どのような内容であったのか、またその内容に対して美唄市がどのような態度を示したのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと、地域振興の観点から支庁再編なんですけれども、現段階では大きな影響はない

だろうというようなことでございますが、この辺についてもう少し分かりやすく、お聞かせいただきたいと思います。

それと市町村合併の最後なんですけれども、市民の、住民の意思を、最大限尊重するということを基本に、慎重に対応していくことでありますけれども、その慎重に対応していく、その根底となる市民の意思確認、こういったものは、どのように行われるのか、また、それはどういったタイミングで行われるのか、お聞きしたいと思います。

それと、事務権限についてであります。今後においても、移譲に伴う必要な組織体制や、経費、そういったことと、それから市民の利便性こういったものを優先的に勘案し、優先的に進めていきたいというようなご答弁でしたが、今後の展開に反映させていくためにも、いくつかお伺いします。

事務経費の進め方なんですけれども、移譲に向けての準備を進めるに当たって、道の協議において、特に留意された点、そういったものがあつたのでしょうか。事務権限というのは、いろんな規制があると思います。2万7,000人という美唄市の人口規模で、実際にその弊害になった点とか、受けられなかったものがあつたのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

それと、市町村からの要望によって、この事務権限移譲は進められるということでありまして、これについては、美唄市において、どのように全庁的な協議をされ、その根拠となる市民の要望はどのように反映されてきたのか。また、今後も市民要望を聞く機会を設けて行くのか、お聞かせいただきたいと思います。

と思います。

最後に、この事務権限は職員が少なく、事務権限を受けても、予算の規模の割には仕事が増えて大変だという声も全道的な職員の声として伺っているところでございます。

そこで、庁内規模に見合った事務権限移譲とは、どのように理解をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

はじめに、自立推進計画についてであります。見直しのポイントとしましては、「自立と協働」をキーワードとして、財政健全化とともに、一層の行政経費の削減と収入確保に努めると共に、協働のまちづくりの視点を加えてまいりたいと考えております。

次に、市町村合併のメリットについてであります。市町村合併を行った自治体のその後の検証については、空知支庁を通じて道に要請をしております。私としてもその点を是非、知りたいと思っております。

道の市町村合併の推進構想に際しましては、これは事前の協議はなく、策定後に「おおむね人口規模を3万人とする」などの基準より、組み合わせを決めたもので、「議論の出発点として活用するもの」であることや、「地域住民の意向に基づく市町村の自主的、主体的な検討の結果は最大限尊重すること」などを空知支庁から説明を受けたところであります。

本市では、市町村合併の議論に際しまして、市民アンケートを実施し、結果として自立を選択したところであり、今後も、市民の皆さんの意思を最大限尊重することを基本として、

対応してまいりたいと考えております。

次に支庁制度改革についてでありますが、道の案では、道央総合振興局は空知支庁の所在地である岩見沢市に置かれ、地理的に変化がないこと、総合振興局の機能として、地域振興や道民生活、産業振興、社会資本整備などの機能が引き継がれることなどから、現状本市としては大きな影響ないものと考えております。

次に、事務・権限移譲でございますが、これまで事務量や専門職の配置など、必要となる条件整備に留意しながら、全庁的な協議を通し、取り組んでまいりました。課題としては、本市のような小規模な市にあっては、専門的な職員の配置など組織体制やそれに見合う交付金など、慎重に検討すべき事務権限もあります。

今後におきましては、市民及び事業者の要望の把握に努めるとともに、実際の事務と道との協議を通じて、市民の利便性向上を図ってまいります。

●議長林 国夫君 4 番、高橋幹夫議員。

●4 番高橋幹夫議員 それでは、最後、事務権限移譲に対して 1 点だけさせていただきたいと思います。

市民それから業者の要望の把握に努め、そして、利便性を図って行くということでありましたが、市民や事業者の要望の把握について、現段階で具体的な何か方法があれば、お聞かせいただきたいというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

事務権限移譲についてでありますが、市民

や事業者の声を、実際の事務やまちづくり懇談会など、様々な機会を通じて把握してまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

8 番、米田良克議員。

●8 番米田良克議員（登壇） 2008 年第 2 回定例会に当たり大綱 3 点について質問をいたします。

1 点目は、市の所有建築物の耐震状況と対策についてお尋ねをいたします。

私は、5 月 12 日に発生した、中国・四川大地震の被害状況をさまざまな形で、見たり聞いたりした中で、この質問をしなければというふうに考えたところでございますが、たまたま、14 日の朝、岩手・宮城内陸地震非常に大きな地震が国内で発生いたしました。これもまた尊い犠牲が出たり、そして、まだまだ被害状況は実際のところはわからないという状態です。

冒頭、不幸にして、お亡くなりになった方々のご冥福を心からお祈りしたいと思いますし、それから、被害を受けられた方、多数の皆さんが 1 日も早く立ち直られるように、心からお見舞いを申し上げたいと思います。そして、中国の被災地にも、日本からいろいろな形の支援の活用がなされました。また、土曜日に発生した岩手・宮城内陸地震でも、非常に厳しい状況の部分もあるようですけれども、多くの支援の方々が現地に入っています。活動をされているということを、改めて敬意を表したいというふうに思います。

先月の中国の四川大地震の状況は、国土の広さと今回の地震の規模の大きさ、それからおかれている地形の状況等なかなか、十分に

理解をしていない訳ですけれども、被災者が 800 万に及ぶという報道を聞きますと、ちょっと日本では、なかなか状況想像しにくいというぐらいの大きな被害だなと思う訳です。そして、人口が非常に多いということ、山間地で山崩れ等によるダムがあちこちにできて、その決壊の危険もあるという、非常に厳しい状況におかれていて、日本では、近々の状況でいえば、ここ 10 年程でいえば、阪神・淡路大震災が非常に、私どもの経験でもないような、大きな被害を出したということで驚きをもって見た訳ですけれども、それでこういうような状況というのは、私たちのまちでは起きないのかということ、どうしても考えなければならぬと思います。

とりわけ四川の大地震の場合には、さまざまな被害があったんでしょうが、まず最初に集中的に報道されてきたのは、多くの学校の倒壊とそこでの子供たちの被害ということです。これは先日も同僚議員の方々がとり上げておられた問題であります。

このようなことが起きては困るということは、全くそのとおりなんです、しかし何年前です。活断層がこの美唄の下もずっと通っている。北から南までだいぶ長い断層です。ということが報道されました。そうすると、やはり今までの経験だけを基にして考えていたのでは、地震被害への対応はなかなかとり難いというふうに思う訳です。

最初にこの被害状況、今回の分も含めてお考えいただいて結構ですが、市長はこれらについて、どんな受けとめ方をされて、そのことから美唄の状況をどんなふうにお考えになるのか。なろうとしているのか。そのことを

最初にお尋ねしたい。

それから 2 つ目は、建設年度による建築基準から安全危険の判断をどういうふうにされるかということです。

市は、たくさんの建築物を所有している訳であります。その中でも、常時多くの市民が出入りする建物、あるいはその地域の市民生活に大きな意味を持つ建物、それから、市民が常にその建物の中で暮らしている、そこにいなければならない建物もあります。それに学校・幼稚園・保育所など、子ども達が中心の建物、その他と大まかに分けて、建築基準法が昭和 56 年から新基準になったという事もお聞きしておりますので、それらの基準から判断して、新基準で建てられたものは、まずまず安全度が高いということですから、それと旧基準で心配のあるもの、その数をお伺いしたい。

次に、安全であるということと、それから安全、間違いなく安全だということが言えないという、旧基準の建物がある訳であります。ところが、それらのものが特段の区別なく、災害時の避難所に市が指定している建物、数少なくないと思うんです。これらの耐震対策はどうなっているのか。対策や耐震改修の年次計画がつくられているか。つくられているとすればお示しをいただきたい。

大綱の 2 点目は、道営住宅建設の新聞報道と市の間にかわりについて、お尋ねをいたします。

4 日付けのプレス空知を見てびっくりいたしました。一面の大きな見出し付です。写真付の記事です。私は、あの記事を見て思い出したのは、1 月以上前になると思うんですが、

どなただったか記憶はないんですが、市の駐車場の跡に住宅が建つただけでも、本当かいという話を聞かされた。それで、いやいやそんな話は全く聞いていませんと議会でも、何の話もあります。ちょっと考えられませんかと返事をしたんです。

ところが、4日の新聞を見ると、すぐにも建ちそうな話載っている訳です。しかも内容がかなり具体的でありまして、道議の談話を記事にしたという形で書かれております。記事の調子とか書き方で言えば、政治家の手柄話をまとめられたのかという感じもあったんですけれども、一面トップの記事だけでなく、同じ日の8ページには、道政報告という形でさらに載っていた。ああ、これはまた間違いのない話かなという感じを持った訳で、この新聞記事の内容についてお伺いをしたい。どんなふうに捉えられているか。

合わせて、このことについて、今日、あんな形で出るというまでには、市が関わりを持って来ておられるんだと思うんです。それで、市がどんな関わりを持っておられたのかという事を、あの記事の中で言われている、建てられる道営住宅について、市の意見反映がどんなふうになっているのかという事もお聞かせをいただきたい。

3つ目は、21世紀まちづくりプランとの関わりについてであります。

私も、後期計画等見たんですが、道営住宅については、現状あるものを維持管理していくというくだりしか全くありませんで、関わりが見られないということなんで、その関わりについてお尋ねをしたい。

4点目は、中央駐車場に住宅が建つという

話です。道が、あの場所を買い上げるんだということも書いてありました。ただ、皆様ご存知のように、中央駐車場は毎日結構たくさん車が止まっています。あれは夜になると消えますから、だからあの辺で働いている方々が乗ってきて止めている。今は料金もとりませんから。そういう形で使われて、大変多くの市民が利用していると思うんです。その他に街へ出てきての買い物客とか、スエヒロで何か用事があれば、それに参加する方とか、こんなふうに使われていると思うんですけれども、あそこに住宅が建っちゃうと、駐車場無くなる訳です。

さて、これは街としてはどうなるのかということの疑問があります。それから、道営の美の里団地が今度は市の方に移管されるという記事もありまして、美の里団地というのは、現状どんなふうになって、市に移管されるとすれば、それはどんな運営の仕方になるのか。移し方ですね、そういうあたりについてお尋ねをしたいと思います。

大綱3点目は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

1つ目は、学校職員評価制度についてであります。

本年度から、この学校職員評価制度というのがスタートしたということ聞きました。今まで全然聞いたことはないというものです。学校職員評価制度という訳ですから、先生方を評価することだと思うんです。私の感じとしては、先生方の仕事を評価するのは、なかなか難しいことだなと思います。この言葉を見た時です。直感的にさてどんなふうにするのかなというのを感じました。そ

れでこの制度の目的・考え方、それから実施までの経過、これらについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、先生方を評価するということになるとすれば、学校でその子ども達を教育する仕事をしている訳ですから、教育の仕事をした結果、教育にどんな効果があったか。成果があったかということが評価の対象になるんじゃないかなという気もする訳で、それらのその教育の効果とか、成果ですね。これらの評価判定というのをどんなふうにされようとするのかもお聞かせください。

それから、この制度をこれから、今年スタートしたという訳ですから、どんなふうに運用していくという考え方なのか。そこもわかりませんのでお尋ねをしたいと思います。

2つ目は、学校配当予算についてお尋ねします。各学校の配当状況についてです。昨年との比較を含めて、どんなふうな内容になっているのか。私も昨年何度かお金の話を取り上げましたが、何処の学校の話聞いても、厳しい厳しいという話ばかりなものですから、さて今年の状況はどんな状態なのかなということをお尋ねしたい。

どうしてもこの予算の話になると、父母負担の問題が話題になります。父母負担軽減について、今年はどんなふうな状況であるか。それから、現時点でのことでありますけれども、教育委員会が各学校へ今年の活動の予算配当を終えた段階で、なお課題があるというものがあるとするれば、それについてもお尋ねしたいというふうに思います。

3つ目は、日の丸君が代の学校での強制実施についてお尋ねをします。

今年も3月に卒業式、4月に入学式というふうに終わった訳で、これらの状況について、大まかにお尋ねをしたい。

それからもう1つは、私は最近はかなり頻度多く、この問題をこの場で取り上げさせていただいて来ています。その時に、私の考え方を申し上げることが結構ある訳ですけども、これを考えてみますと、私は、昭和14年生まれ、1939年なんです。小学校に入ったのが、昭和21年、日本が戦争に負けた翌年の4月に入っています。

学校のことで思い出しますのは、例えば21年に学校に入ったんですけども、学校に入る前の記憶として、今もうないんですけども、鮮明に残っているのは、私の入った小学校は沼東小学校、学校の前を通る時に必ず私が通る道路と、川を隔てて沼東小学校がある。その校舎の前に多分レンガだったと思う。非常に頑丈な建物があって、そこの前を通る時に必ず立ち止まって礼をして通るんです。私は我路に居ましたから、その出入りする時、必ず沼東小学校の前を通るんです。だから子ども心に、そうせねばならないものだという事が、これは強く今も残っている。自分の姿が浮かびます。

小学校に入学してみて分かったことは、体育館のステージの後ろがよくわからなかったんですが、切れ目が入っているんです。後でわかったのは、あそこは開くようになっているんです。開いて扉があって開いて、中にも物が納まるように、そういう仕組みで体育館のステージに後ろが作られた、これは、私が頭を下げた所は、後で分かったんですが、奉安殿と呼ばれる所で、天皇の写真が収められ

ている。御真影という言葉を使って御真影と勅語が納められている。そして、式の時にそれが奉安殿から運び出されて、そのステージの後ろの扉を開けて納める場所に収めるという形です。これをいわば拝礼をする訳です。

私は今申し上げたように、昭和21年の入学ですから。いわゆる天長節とか紀元節とか、その手の式に参加したという経験がない訳です。その時はもうやられなくなった。そういう形であったと。それから、中学校の時のこれも沼東中学校ですが、校長が堀川カズエさんという人だったんです。立派な校長だなというふうに思っていました。それは、毎週月曜日だったと思うんですけども、朝会が外でありました。私が入学した時、まだ沼東中学校は体育館がなかった。3年生の時に出来ました。外で校舎に囲まれた中庭で朝会をやりました。校長は必ず話しをするんです。この話が非常に中学生の子どもで聞いていても、う〜んというふうに聞けるような話を毎回してくれました。

3年生になった時に、社会科の授業に校長が来たんです。そして憲法の話等を校長が直接教えるという形でやってこられた。これらが学校時代を思い出す時、非常に強く自分の中に残っています。高校は美唄東高校で、3年間で過ごしました。後は、当時学芸大学といった大学へ進んだ訳です。

1年生の時は警察官職務執行法の改正というのがあった。これは絶対に許す訳にはいかない。反対しなければならない。学生自治会が反対運動をやる。それに私も参加をしました。しなきゃならんかなという気持ちで。これは幸い廃案になったんです。

3年の時がちょうど1960年、60安保A級戦犯だった岸信介総理が日米安保条約を改定しなきゃならないということで、それまでアメリカから、日本が受けるだけの内容だったものを、アメリカから受ける、日本も返すという、片務的な内容から、双務的な内容に変えるということで、全国的な大反対運動が起こった。国会を連日10万人規模のデモが囲むとそういう事態になりました。

そういう反対運動の厳しい中で、6月15日には樺美智子さんという人が東京で亡くなったということです。私は大学は全学ストライキで、連日札幌でデモをするということで、札幌中央警察署の前に、随分何回も座りこんだ。そういう経験があります。まだヘルメットを被った機動隊ではありませんでした。制帽です。それで警棒を持って、学生のデモは人数が少ないですから、ぐるっと警官に囲まれるような方法でやっていた。これが非常に鮮明に残っています。

その後、教職についてというふうになるわけですけども、私が毎回この問題で申し上げる。私の考え方を申し上げている。その今の考え方が出来上がって来たということには、やはり私は生まれてからずっと育てられて、あるいは学び、仕事について仕事をしてきたという。歩いてきた道。これらが昭和64年に、平成元年に変わりました。だから昭和の40年、約50年ですね。それから平成になっての20年。こういう歴史が、私に今こういう発言をさせているというふうに思う訳です。

それで、教育長に毎回ご答弁いただいている訳ですけども、教育長が昭和の時代から

どういふものを学ばれておられるか。そして、
今たまたま教育委員会教育長として、仕事を
されている訳ですけれども、その仕事をされる
ベースになっている考え方というものを、
どんなふうに関和から学ばれたのか。そのこ
とをお聞かせいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 米田議員の質問に
お答えします。

初めに、所有建築物の耐震状況と対策につ
いて、中国・四川大地震の被害状況について
であります。このたびの地震は、マグニチ
ュード8という記録的なものであり、報道に
よりますと、人的被害は死傷者44万人、建
物被害は倒損壊437万棟、特に学校校舎の
倒壊が四川省だけで6,898棟にのぼって
います。

私としましては、地震などの自然災害が想
像もつかない被害を及ぼすことを再認識した
ところであり、市として市民の生命や財産を
守るという使命の重大性を改めて感じている
ところであります。

次に、建築年度による建築基準から安全・
危険の判断についてであります。建築基準
法における耐震構造基準は、昭和56年に改
正され、昭和56年以前の建築物は、震度5
程度の中規模地震に耐えうる、いわゆる旧耐
震基準だったものが、昭和56年以降の建築
物から、震度6程度の大規模地震に耐えうる、
いわゆる新耐震基準が適用されております。

市の主な建築物につきましては、地域福祉
会館では15施設中、新耐震基準12施設、
旧耐震基準3施設。小中学校では12校中、
新耐震基準3校、旧耐震基準9校。幼稚園、

保育所では7施設中、新耐震基準1施設、旧
耐震基準6施設となっております。

また、総合体育館や温水プールについては
新耐震基準であり、市庁舎、市立美唄病院、
美唄市民会館、恵祥園・恵風園については、
いずれも旧耐震基準でございます。

次に、対策の年次計画についてであります
が、市の建築物については、半数以上が昭和
56年以前に建設された、旧耐震基準による
ものであることから、耐震改修等の対応が必
要と考えております。

年次計画は定めていないところであります
が、今後、優先的に取り組むべき課題である
と認識しております。

次に、道営住宅建設の新聞報道と市の関わり
について、新聞報道の内容についてであり
ますが、現在の市営中央駐車場において、シ
ルバー住宅と子育て支援住宅の機能を持つ、
5階建40戸の道営住宅を、平成24年8月
頃の完成で建設予定としているほか、道営美
の里団地の事業主体変更等についての記事が
掲載されております。

次に、今日までの市の関わりについてであ
りますが、平成20年度以降における道営住
宅の建設要望として、平成19年4月に「道
営住宅整備協議書」を北海道建設部長あてに
提出しております。

内容につきましては、建設戸数が40戸程
度で、敷地の位置は、まちなか居住の促進と
なる中心市街地、整備テーマは、「市街地中心
部における賑わい創出と子育て世帯の支援」
であります。また、事業主体変更の対象と考
える道営住宅は、「美の里団地」としておりま
す。

今日までに敷地位置のほか、整備テーマに対する市の役割、事業費用の収支等、道との協議を進めてまいりましたが、今後所要の手続を踏まえ、事業化に向けた協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、21世紀まちづくりプランとの関わりについてであります。関連する個別計画として、「美唄市住宅マスタープラン」で、まちなか居住として、中心市街地の公営住宅整備が位置づけられると共に、「公営住宅ストック総合活用計画」では、「道営住宅と連携を取り、多様な公共賃貸住宅が選択できる環境整備を図ること」としております。

次に、中央駐車場と美の里団地の現状についてであります。中央駐車場の利活用につきましては、今後「美唄市中心市街地活性化協議会設立準備委員会」による方向性も踏まえ、エリア全体のあり方など検討してまいりたいと考えております。

道営「美の里団地」は、昭和60年度から昭和63年度にかけて建設された、2階建ての公営住宅4棟32戸で、住宅の入退去や日常の修繕等については、市が道から委託を受け、維持管理を行っております。

事業主体変更後における維持管理につきましては、今後、道と協議をしてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君(登壇) 米田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、学校職員評価制度についてありますが、この制度の目的は、個々の教職員が職務上の取り組みの自己目標を設定し、目標達成に向けた努力や成果を評価することに

より、意欲や資質を高め、学校の活性化を図り、その成果が児童生徒に還元されることを目的としているものでございます。

なお、この評価は人材の育成が主眼であり、人事や給与等への反映はされません。

制度の導入に当たっては、昨年10月に試行実施に向けた評価者研修が実施され、11月から試行実施の取り組みがスタートし、制度の周知と理解を図って来たところであり、本市におきましては、自己目標シートの記入提出までを取り組みをしたところでございます。

この試行実施を踏まえ、本年4月から本格実施となったものであり、本年度本市におきましては、6月1日を自己目標提出の基準日として取り組んでいるところでございます。

個々の教職員の自己目標に対しましては、達成状況や今後の課題などの自己評価、さらには評定者による「職務分類」及び「意欲」「能力」「実績」ごとに評価が行われます。

評価結果は、職員の自己研鑽への動機づけとなると共に、校内研修の内容や校務分掌の重点の決定に活用するなど、教育現場に活かされるものと考えているところでございます。

次に、学校配当予算についてであります。今年度と昨年度の配当予算の比較では、小学校費の管理運営事業においては、全体で1.7%、14万4,000円の減、教材購入事業におきましては同額となっており、中学校費の管理運営事業においては、3%、16万6,000円の増。教材購入事業においては、0.4%、9,000円の増となっております。小学校におきましては、児童数が4.8%の減少であることから、おおむね前年度配当

と同程度の予算が確保されているものと考えております。

中学校におきましては、3校、西美唄・茶志内・美唄中学校の統合によりまして、美唄中学校の配当予算が増加となっており、全体を引き上げた形になっておりますが、他の学校におきましては、生徒数の減少幅程度の減額となっております。

いずれにいたしましても、学校現場の状況は厳しいものと認識しておりますことから、中学校の統合による備品等の有効活用など、さまざまな工夫を行いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、保護者負担についてであります。文房具や補助教材などのように、児童生徒個人の所有に関わるものや、社会科見学等、教育活動の結果が、直接的に児童生徒個人に還元されるものについては、保護者負担として区分をしているところでございます。

また、保護者負担の状況につきましては、教育委員会としても把握しておりますが、各学校においては、それぞれさまざまな授業や指導の工夫・改善、特色ある教育活動を展開されており、それらの必要とされる経費により、保護者負担も異なるものと考えております。

次に、教育委員会としての予算に対する課題についてであります。厳しい財政状況の中、一層の工夫・改善に努め、学校と一体となり、教育活動に支障が生じないよう取り組んでいかなければならないものと、このように考えているところでございます。

次に、国旗・国歌についてであります。平成19年度卒業式及び平成20年度の入学

式におきましては、市内すべての小・中学校で国旗掲揚、国歌斉唱が実施をされましたが、数校で国歌斉唱時に一部教職員が不起立という状況がございました。今後におきましても、適正な国旗・国歌の指導が行われるように努めてまいります。

次に、国旗・国歌との絡みで、昭和の時代から学んだものについてでございますけれども、どこの国にも見られますように、戦前・戦中におきましては、戦争の遂行に向けて、国民の士気を鼓舞するために国旗・国歌が用いられた面もあったと思います。しかし、戦後におきましては、平和日本の象徴として国民にも、また、国際社会にも広く認識されているものと考えております。

自国の国旗・国歌について、適正に指導することにより、他国を理解し敬意を表する心情が育つことから、国際化が進む社会に生きる児童生徒に、その指導がますます重要であるものと認識をしているところでございます。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 一通り答弁をいただきましたが、一通り再質問をさせていただきます。

1点目の耐震状況とその対策についてお尋ねをいたしました。現在耐震改修の年次計画はないけれども、計画策定は優先的課題であるという答弁をいただきました。日常的に生活をしていて、避難場所の表示はあちこち見かけることができます。それから、まだ一部ではありますけれども、町内会に自主防災組織としての機能を備えてもらうなどの取り組みも、数年前から始まっているというふう

に思います。

ただ、今回の中国の非常につらい厳しい教訓。そしてまた岩手・宮城内陸地震の被害状況等、これらの教訓に学ぶならば、万一の場合、市の主な建物、これらは避難所にもなる訳でありますけれども、これらが機能しないということになれば大変であります。勿論学校等、人的被害が出るのはあってはならないことだというふうに思います。

耐震診断、耐震対策というのは、診断をすることから、始まると思いますけれども、まだそこまでも手がつかない。金曜日の一般質問の議論でも、何とか今年優先順位をつけたいというお話でありました。それらを含めて、耐震改修の年次計画をつくることに着手すべきだというふうに私は思います。それも可及的速やかにということではないでしょうか。

現状を放置することは、市としての責任を果たすことにはならないと思いますので、改めて市長のお考えをお伺いいたします。

それから、道営住宅の問題ですが、今のご答弁。昨年からの取り組みで、それが道への協議書を出して、それが、今回そういう形になったということのようです。私も直接その経過にかかわる立場になった訳ではありませんから、よく理解できない部分もある訳ですけれども、今のお話ですと、美の里団地が今度は市営住宅という形で市が引き受けて、管理運営をしていくということのお話です。そうすると、今の答弁では60年から63年の3カ年で建設したものだということで、20年ないし20数年経過をしている道営住宅を、今度は市が引き受けて管理をしていくということになるんです。

そのやりとりというんですか、そういうものについては、やはり、ルールがあってそして、それに従って行われる。そういうことだと思うんですけれども、これらどんなふうに市が実施に関わって行くということになって、心配することはその駐車場のところに新しい道営住宅が建つ、そうすると、美の里団地は市へ移管しますということで、それを引き受けた住宅が、今度はその年数が経っているということで、例えば、修理が頻繁に行われなければならないとか、かかる経費がどんなふうになるのかということもあります。

それから、ただでくれるということはない訳だと思うんです。道の財産ですから。だから、新聞でもあの駐車場用地は道が買い上げるんだと書いてありました。そこら辺のやりとりがどんなふうになるのかということです。美唄市としてこの話が進むことによって、儲かるというのはおかしいな、儲ける話じゃないですね。だから余計な負担をしないということと、それから、市営住宅に移管後も通常の健全な運営がなされていくということについて、どんなふうになるのかということをお伺いしたい。

それから、内容の問題でシルバー住宅とか、子育て支援世帯に入ってもらおうというのがありました。その高齢者に向けての対策というかな、それは、ゆたかニュータウンで例がありますから、わかるんですけれども、子育て支援世帯についてというのは、どんなふうなことになるのか、その辺もあわせてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、道営住宅が約40戸建つということになるわけですし、美の里団地はそのま

ま市営に移管するということ言えば、そうすると、その市の持つ公営住宅が40戸増えるということになる訳です。そうすると、今の市が道営の分も引き受けてやっている、その公営住宅の運営の状況等から見て、数が多くなった分が、もしかしたら余るのではないかな。そういう心配もちょっとする訳ですけども、例えば有為団地ですと、古いのを壊して、そこに入っていた人が優先的に入るという事で、それと、曙もなくなったんですね。そういう形で建て替えだということでも理解もできる訳ですけども、今度の場合は、全然ない所に新しく建つという格好で、住む人の利便なんかは大変いいと思うんですけども、その辺がどんなふうになるのか承知をしていませんから、よくわかんないんですが、それとの40戸との関わりがどんなふうになんでしょう、影響がどんな形で出てくるか、それをどんなふうに市として受けとめているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから学校職員評価制度の問題ですが、この評価をするというのは、さっきもちょっと申し上げたんですが、評価される教師がいる。それから、評価する管理者がいる。このどちらにも、新たな業務というものが入っていくことになります。かねがね申し上げますが、学校は大変忙しくてなかなか時間に余裕がない。十分、子どもと接する時間も取れないということが今言われている訳です。この制度の導入は学校の多忙化に拍車をかけるのではないかとということを心配いたします。

それから、その導入されるようになったいきさつの部分ですが、学校現場は、実施を要請したものなのではないでしょうか。私はとてもそん

なことあり得ないなというふうに思っているんですけども。それから、その実施に至る経過から考えてこの制度をつくって実施するというのに、教育現場が関わりを持ったのかどうか、そんな経過があるかも伺いをしたい。

それから、学校の多忙感につながるというふうにお考えになりますか。現在も非常に時間外勤務が多いということでは言われている訳ですから、その辺をお伺いしたい。教師と子どもの触れ合う時間を奪う要素になるのではないかとということを心配いたします。

それから、学校の中に評価する人と評価される人がいるというふうになると、かねがね学校というところは、活発な議論が行われなければならないということを申し上げてきています。しかし、残念ながら現在職員会議では、発言も少ない、あるいはほとんどないと。そういう話を聞いています。その評価する者、される者という関係ができ上がるということが、学校の議論のブレーキになるのではないかな。そういう心配をする訳ですけども、いかがなものでしょうか。そういうお話が低調になるということになるのではないかと心配です。

教職員の意欲・資質を高め、学校の活性化が図られ、成果は児童生徒に反映されるということが目的だというんですけども、そんなふうに本当に制度の意図がぱっと生きるような形で学校に受けとめられるのでしょうか。私は教育をめぐる状況として押さえているのは、国家権力による管理統制の強化。この1本道だなど、もう強力に進んでいる。その為に何度も議論しましたが、教育基本法を無理

矢理改正する、そして、別の内容に作り変えてしまう。関連する法案も国会で強行採決して、それで具体化が今年おりてくる。学習指導要領にも自民党と文部官僚で手を加えて、愛国心を無理矢理盛り込むとか、どうも子ども達一人ひとりを大切にする、個性を尊重し、自らの判断のできる国民に育て上げるというのは、反対の方向へ進んでいるというふうに思っているんです。

真面目に子ども中心の教育を目指す教師が、このような評価制度の中で意欲を高めて仕事をするというのは考えにくい。さっき申し上げたような目的というものが、この制度によって達成されるというふうに、本気でお考えになっていらっしゃるんでしたら、そうなる流れを是非説明をしていただきたい。そして、ご答弁の中で、職員の自己研鑽への動機づけとなるなど、教育現場に生かされるという考え方を述べられましたけれども、これも極めて疑わしいという気持ちをもっております。考え方をご説明いただきたいというふうに思います。

日の丸・君が代の問題ですが、かねがね学習指導要領に基づいて、適正に指導を行われるように指導していきたいということをおっしゃられています。私も繰り返し、学習指導要領が大綱的基準だということを申し上げて、卒業式・入学式の具体的な内容にまで口を出すことではないという事を申し上げてきていますけれども、そのことがなかなか理解していただけない。北海道人事委員会は、これは倶知安の事件ですけれども、この件の採決で道教委が最初の採決に不満だとして、再審を申し立てたけれども、これも却下しました、

この道の人事委員会の考え方についても是非積極的、前向きに考え方を取り入れていただきたいなというふうに思っております。それから、教育行政も基本は憲法だということを忘れていただきたくない。政権政党の考え方がどんどん学校に入り込んでくる、それも行政の筋道だというふうに受けとめることは、私は間違っていると思います。大切な子ども達を扱っている訳ですから、その教育に携わる責任の重さというものを改めて考えていただきたいというふうに思いますが、見解はいかがでしょう。

それから昭和の時代の問題なんですけれど、歌と旗だけの問題じゃないんです。やはり日本人として、昭和の時代から学ぶべきことを、学ばなきゃならないというふうに思っています。それは少なからずあります。少なからずというのか、沢山あるというふうに思います。そういうものについて、全くご答弁がありませんでした。

だから、その辺をもう少しお考えいただいて、私は先ほど自分の生い立ちに関わる部分でちょっとお話をしましたけれども、学校に勤めるようになってから、ちょうど勤め始めた頃からまだ当時、公務員賃金が低くて、学校の先生というと、給料の安い職業の見本みたいだった。そういう時代だった。その中で当然、労働組合は賃金の改善引き上げ要求というものを大きなテーマに掲げておりました。だから、私もその中の一員として、単なる一人の参加者として、何とかできるものはしたいというふうに思いました。これが運動を重ねていくことにより、公務員はストライキが禁止されている訳です。地方公務員法でね。

これは教育長よくご存知のとおりです。にもかかわらず、教職員組合はストライキをやらなければ、賃金は改善されないというふうに考えて一番最初にとったのは、午後半日でしょいか。年次有給休暇をとって。年休行使闘争というふうに言いますけれども、そういう始めで、それが、年休行使という方法によらないで、ストライキをやりますと宣言をして、ストライキというふうにだんだん変わっていくんですけれども、人事委員会の給与改善勧告が出されても、当時は翌年の実施とか、早くても10月実施だった。10月実施決まって年末ですから、差額は2カ月分ぐらい出る。それが実際にストライキ闘争を教職員組合がやるようになって、教職員組合だけではないですね、他の公務員組合でも参加するところもある。その中でだんだん縮んでいく。9月実施、8月実施、7月実施というふうに変わっていく。

もちろんその間処分もありました。懲戒処分。懲戒処分を受けながらも戦う、それから一方で裁判を闘っている他の労働組合のケースの中で、一時は最高裁判所の判決でも、公務員のストライキを禁止している地公法は、そのまま適用すべきではないという判決までいったんです。最高裁判決。これは東京都教組事件という裁判だったんです。その前にはもう公労協なんかのいわゆる現業部門のストライキはもうオーケーというふうになっていました。それで公務員ストもこれでやれるんだというふうに思ったら、数年で最高裁は逆転判決出します。やっぱりだめだ。そういう経験を積んできて、国家権力というのは、決して働いている公務員を締めつけるという事

からやめることはない。厳しく締めつけ続けるという、そういう事を学びました。

そんなふうに春闘といいますね。春に労働者が大きな戦いを組むという、賃金競争で大きな戦いを組むということをやろうになった。4月の11日に日教組が1日ストライキをやったことがあるんです。今では考えられませんが、1日ストライキだから全然学校に行かないんです。この時全国的に刑事弾圧が厳しくありました。

美唄でも組合の事務所、学校ですね。美唄じゃなくて支部ですから、上部団体の役員が美唄にいたんです。そこの教員住宅というふうに家宅捜索を受ける、そういう経験もいたしました。ですから、正しいと思ってやっても、弾圧を受けるということですね。理由をつけては、弾圧をするというのが国家権力だという事を私は学んだ。

しかし、それに屈していたのでは、権利は決して守れないということです。そんなふうにして学んできて、それがその学習指導要領がだんだんと改められていくという事で、指導するものとするという形になって、一気に全国的に日の丸・君が代の実施が進むということになる訳ですけれども、そういう政治的な動きというものと見合わせた時に、教育の現場がただただ、それに流されていったのでは、かつて多くの教え子を戦場へ送り出したような時代に戻りかねないという事を強く思います。強い危機感を持っています。

こういう事態がなければ、私は昨年選挙に出なかった。正直なところ。こういう教育をめぐる状況の厳しさというものが、これはまだやめる訳には行かないということで、ここ

に立っている。立たなきゃならない。そういう私に使命を与えているんだなというふうに受け止めて、昨年の４月選挙に出た。昭和の２０年までの戦争の歴史、これを繰り返しちゃならないということです。あれが何だったのか。国定教科書による画一的な教育が極めて、その効果が大きかったということです。戦争の遂行に全国民を巻き込む、極めて大きな役割を教育が果たしていました。ですから、教育に携わる人は、子どもをそういう形に送り出すような教育をしちゃならないです。それは極めて大きな教訓だというふうに私は思います。

昭和２０年までの戦争の時代を過ごしてきたことへの大きな反省が日本国憲法であり、教育基本法であった筈なんです。そういうことを教育長にも是非考えていただきたい。ここは１つ考え直して見ていただくということも必要なのではないかというふうに思う訳です。

あと答弁いただいた中に、国際化が進む社会に生きる児童生徒は云々というのは、いつもおっしゃるんです。その言葉をもし受けるのであれば、国際化が進む社会に生きる児童生徒は広い視野を持ち、自らの自由な発想ができ、大きな立場で物事の判断ができ、どの人に対しても、同じ人として尊重しながら接することができる。自分を含めて、人は皆その個人個人が認められる。そんな社会を目指そうという、そんなふうに育てる努力をするのが、学校や地域や国の責任だと私は思う。それは憲法の考え方です。その辺のご見解をお伺いしたい。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

初めに、耐震対策の年次計画についてですが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成１８年に改正され、耐震改修促進計画の策定が、都道府県においては義務規定として、市町村においては努力規定として定められております。

市町村計画の内容につきましては、耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標、重点的に耐震化すべき建築物や区域の指定などであり、本市におきましても、早期策定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、美の里団地についてであります。今後の協議に当たりましては、事業主体変更に伴う費用等について、取得費用及び維持管理費用と家賃収入の比較検討を行うなど、将来負担についても、十分協議してまいりたいと考えております。また活用については、市街地中心部に近く利便性も良いことから、公営住宅の再編など、高齢な方々の住替えに対応するため有効活用が図られるものと考えております。

次に、シルバー住宅等についてありますが、子育て支援住宅や高齢者向け住宅など福祉施策との連携を図ることで、安心して暮らせる居住環境が得られ、多世代の交流も図られるものと考えております。また、整備戸数についてありますが、公営住宅ストック総合活用計画では、まちなか居住の推進による建設戸数は、公営住宅の再編などで対応し、将来的な戸数に影響はないものと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、学校職員の評価制度による多忙化ということについてでございますけれども、この制度は、自己の目標を設定することによりまして、日ごろの業務をより有意義な活力あるものにすることを目指しているものでありまして、決して業務を過重にしたり、あるいは時間外を増やしたりする、そういったことをしようとするものではございません。

この制度は、地方教育行政の組織運営に関する法律第46条の規定に基づきまして、北海道教育委員会が教育関係団体等の意見を参考にして、制度化を行ったものと承知をしております。

次に、学校内での活発な議論の展開についてであります。この制度は、自己目標の設定が自己教育目標の達成、あるいは自己課題の解決を目指したものでありますことから、更に議論の活性化が図られていくものと私どもも考えているところでございます。

また、この制度は自己評価におきまして、校長等の指導助言を受け、自己の取り組みを客観的に把握することができる。その事によって、自己啓発に結びつけることなどを狙いとしておりますことから、この制度が学校内における信頼関係に基づいて、適切に実施されることにより、学校職員の意欲や資質が高められ、学校の活性化が図られていくものと、このように考えているところでございます。

それから次に、国旗・国歌についてでございますけれども、過去の判例によりまして、学習指導要領には法的拘束力があるということが示されております。教育の機会均等確保

や全国的な一定水準維持の為に、学習指導要領の内容をしっかりと指導することが重要である、このように考えております。また、自国を理解し、愛する心情を育てることにより、他国を理解し、尊重する姿勢が培われていくということからも、国際化がますます進展していく社会に生きていく児童生徒に対しまして、適切な国旗・国歌の指導を行うことは誠に大切なことと、このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 耐震対策の問題ですが、建築物の整備等について、これは予算の問題もあります。準備があつて、一定の時間がかかるということから、今申し上げてすぐ来年とかという話に、簡単に行かないというのは、それは分かります。ただ、これは出来るだけ急いでいただくということです。

私が考えましたのは、市民の皆さんの気持ちというものを、こういうふうによその国であっても、あれだけ大きな被害がでること。それから昔は言われました。災害は忘れた頃にやってくる。全然そういうのは、最近当てはまらない。災害は次々とやってくるというふうには考えなきゃならん、しかも、何か今回は東北ですね。極めて近い。まだ、昨日位の報道では明確にどの断層が原因なのかわからない。そういう専門家の意見も載っております。まだまだ調べてみないとならないということです。

状況が段々わかるにつれ、被害の大きさというのが、ものすごい勢いで増えていっているというふうに思います。田んぼに水がない。今、稲が根を延ばす時期なのに、とてもこれ

では困ると。そう言っても簡単にああいうような状況の中で、水路確保するというのは極めて難しい。飲み水ですら大変な訳ですから。そんな状況があります。北へ寄って来ているから、今度は北海道じゃないかこれは何の根拠もない話ですけども、そんな心配もされる方もおられるのではないかと思います。ですから、こういうふうに大きな災害が起きた時に、具体的に直ちに耐震対策はできるというものではないけれども、じゃあ市として何かできないかということ、市として何が出来るか、市民に市としての対応策を説明し、それから安心していただく、いただけるような努力を市がしているということを見よう。そういう役割を果たすようにも思います。

それと、何か聞きますと、昔はこの庁舎の中で例えば、消火訓練、実際に職員の方が動いてやられていたということも聞きました。消火栓にホースをつなぐ作業を試みる。これは何か起きた時に、一度訓練でやっているかやってないかというのはえらい違いなものですから、そういうことなども含めて、やれという訳ではないですよ、そういうことも含めて考えてみるということが必要ではないでしょうか。今この早期に市としてできることは何かないですかということをお尋ねしたい。何かあればお答えをいただきたい。

それと評価制度です。今ご答弁いただきましたけれども、学校の業務を重くするための制度でないというのは、十分分かっています。そういう意図はない。ないとしてもですよ。例えば教師は目標シートを作らなければならない。それは何でも書けばいいというもので

ないと思う。設定された目標について、校長と話し合いをしなければならぬ。評価が出れば、それについても、また話し合いを、校長の出した評価に同意できないかもしれない、そういう話をするということは、日常の会話とか世間話と訳が違います。それは真剣に考えなければならない。評価する側の校長にしても、目標設定について助言をする。あるいはどんな評価にするか。日常的に教師の活動を観察し、判断することを考えると、評価した後の話し合いをする、簡単に考えても、評価する側、される側双方にこの制度を実施するための負担は否応なくかかってくるという事です。

現在でも時間が足りなくて、教材研究する時間がないとか、そういう話が聞こえてくるわけですから。ここに誰も望んでいない新たな制度が入って、そのために時間をとられる。これが心配ですよということを申し上げているんです。教師の時間が足りないということは、そのツケは結局子どもに回ってきます。教育長はそんな心配は余計なことだというふうにおっしゃるのか、改めて考え方をお聞きしたい。

それから自己目標の設定が学校の目標や、課題に沿った内容であるから、学校の中の議論の活性化になるということをおっしゃった。私はこの点は、全く見解が違います。評価する側、される側の関係を嫌でも意識する。そうすると、自由に伸び伸びと議論できるというのは、到底考えにくいです。また学校内における信頼関係に基づいて適切に実施されることによって、というそういうご答弁でした。信頼関係に基づく適切な実施というのを、ど

のようにして学校で実際のものにするのか。一方的な管理強化の流れの中で、この制度だけは別物だというのはなかなか考えにくい。評価者である校長の皆さんは、どんな考え方をされているのでしょうか。評価者研修も終わったようですから、もしその辺を押さえておられたらお聞かせいただきたい。

また中には、評価されることを前向きに受けとめる教師がいて、自分はよりよい評価を受けたいというふうに考えるようになるとしたら、その学校内の他の教師は、競争相手になるわけです。競争原理を働かせてという考え方ではないということだと思います。先ほどの答弁でも給与や人事には関わりがありませんということをおっしゃった。そういうふうにおっしゃっても、評価される側は、あるかもしれないと考える人もいると思うんです。ああ言っているけれども、きっとあるに違いないとか。そういうのもあると思う。さらに人の考え方というのはなかなか難しいんです。ないぞって言われたら、ああ実はあるんだなというふうに考えるかもしれない。そんなふうに、学校の中で教師同士が競い合うなんてことになる、これは悲劇ですね。だから、そんなふうに是非ならないようにしてほしいというふうに思うんです。

それから、目標ね。子どもの学力の向上というのは、形で選定すると、その子ども達を学力で追うということになる心配はないだろうか。たまたま今年は全国学テ2年目ですね。そういうことも行われていることだし、この際、学校の名前を上げることに貢献しようなんて、そういうような考え方をその学力1点でやられたんでは、これも子どもの迷惑

な話なんです。そういう心配がいろいろありますよという事で、改めてお聞きしたいというふうに思います。

後、ちょっと申し上げたいと思っていることが幾つかあるんです。それは、常々申し上げているのは、日の丸・君が代の問題は、個々人の思想信条の自由に照らしてみても、強制はそれを守ることにならないということを申し上げています。この点については是非改めてお考えをいただきたいなというふうに思う。

いろんな人のいろんなご意見が、この問題については多くの方が述べております。学習指導要領が現在のもので変わったことによって、その指導するものとなつて、全国的にその指導が強化されるというふうになった。この時に非常に極端な変化をした県が、あるいは町がある訳です。それは極端な例で言えば、沖縄のゼロから100というのがあります。それから京都府ではなく、京都市がそうなんです。これが、ゼロから一気に数字がぼんと跳ね上がるという変化をしているんです。京都の場合は、裁判を13年間に渡ってやっています。最終的に最高裁で負けましたけれども、裁判闘争の中で、随分多くのことを京都の市民の方々は学んだようです。

東京では、国立市がずっと日の丸も君が代も学校に入れなくて、長くやっているんです。現在は分かりませんよ。だけれども89年、90年の当たり、この辺では一校も実施していない。ところがこれは、黙って実施してこなかったんでは決してないんです。やっぱり市民運動がずっと続いていて、それを受けた教育行政が校長を強く指導するというようなことを、一切しないという形をとった、そこ

では市議会が、学習指導要領が改定されて、指導するものとなった時に、市議会は強制しないようにという意見書を上げている。これは全会一致で上げたんです。

ところがそうは言っても、それはよくない。やっぱりやるべきだという意見の議員もいる訳だ、その意見書は採択をしたんだけど、そうすると、そういう動きが出る。そうしたら今度、その3月の予算特別委員会、学校に強制しないものとするという、付帯決議を付けて、その予算をやったときに、それもみんな市民運動ですね。ですから、私がここでしゃべることも大事なんだけど、それだけではやっぱりだめなんです。

いろんな市民の声が教育長に届くというふうになっていけば、これは変わっていく部分もあるかな。そういう期待もあるわけで、これからそういう段取りを考えなければならぬなと思っています。一般市民はなかなか簡単に声を上げませんから、思っている。だから卒業式や入学式に参加しながら、いろいろ思っちゃってることがある訳で、でも具体的に行動に移すというのはなかなかない。よその土地に学ばなければならないこともあるなと私思っています。

しかし、この場でお尋ねをする、あるいは正す、そういうことも休まず続けていかなければ、この大きな流れに移行していくことはなかなか難しいということを思っていますから、その辺の考え方をまとめてお聞かせいただければというふうに思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の質問にお答えします。

市としての取り組みについてであります、地震など自然災害への被害を最小限にとどめるためには、常日ごろからの備えを充実させておくことが最も重要なことと考えております。

これまで地震を想定した防災訓練の実施を始め、自主防災組織の設立要請の他、広報紙やホームページにおいて、地震への備えや発生時の対応への啓発、避難場所等の情報提供に努めてきたところであります。

今後これらの取り組みの一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員のご質問にお答え申し上げます。

学校職員の評価制度についてでございますけれども、この制度は、この制度があるからにかかわらず、個々の職員は日常的にそれぞれ、目標なり目的を持って業務に臨んでいるものと、私もこのように考えておりますけれども、この制度導入によりまして、そういった日常的に自ら考えて行っていることが、そこで明確にされるということ。

これは私ども日常の業務を行って考えるんですけれども、人の前で話をするとか、文書を出すということは、そこに一定の普段考えていても、なかなか及ばないこともある訳で、そこに整理するということは、書きながらもいろんな観点を自ら考えるということになる訳でございます。

そのこと自体がまた私どもとしては、1つ意味のあることではなかろうかと。それと学校の中の信頼関係ということもひとつありますけれども、この評価制度のペーパーを軸に

致しまして、私以前に実際に教員の方からお話聞いたことがあるんですけども、今学校が小規模化しているということで、1学年1人の先生しかいないということもあります。新しい先生ですといろんな問題が絶えず、若いから年だからと関係ないですけども、その時に、やはり何人かいれば色々話をしながら、相談しながらできるというようなこともありました。

じゃあ大きい学校はそれが出来ているかということもひとつありますけれども、こんな時に学校の組織としての一定の方向というのは、やはり校長なりが持っている全体的に、年度初めにつかむ訳でございますけれども、そういった中で、先生と校長先生とが話すということができれば、そこにコミュニケーションが出来てくると思うんです。

これが出ることによって、そこにお互いの信頼関係が発生してくる、間違いなく信頼関係はできてくるものと私どもはそのように考えている訳でございます。そういった中で、先生方、教職員の資質・能力の向上、学校の活性化が図られるものと、このように考えているものでございます。

国旗・国家の関係でございますけれども、これは繰り返しになりますけれども、指導要領ということの、私どもそれに基づいてしてる訳でございます。先ほど申し上げましたけれども、国際社会がますます進んで行く、その中に生きる子どもたち、これからどうしてもそこへ出ていかなければならない子どもたちがやはり、自国を愛する、他国を尊重する。

これは人間個々の場合もそうですけれども、やり国際的にも、そう言ったマナーを身につ

けていくことが必要であろう。そういったことを私どもとしてはベースに考えて行っておりまして、このことについては、これまでどおりしっかり実施できるように、取り進めを行ってまいりたい、このように考えてところでございます。

●議長林 国夫君 米田議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により、特に発言を許します。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 ありがとうございます。

やめるつもりだったんですけど、国際化が進む中で、その子ども達がこれからそういう時代に入っていくということです。そのためには、国旗・国家の重要さをきちんと身につけていかなければならないという、その筋道。これは私は無理があると思う。そこは。

例えば国旗・国歌の指導をさっき言いましたでしょう。沖縄ゼロだったと。京都もゼロだったと。北海道も決して高くなかった。実施率。そういう時代に育った人達が、国際交流ができなかったのかと。そんなことないんですね。日本ではどんどん海外進出をして行って、経済大国と言われるようになって行っている訳でしょう。

一方、その中は中でしっかりと、ただ現在は、空洞化現象、海外へ工場持って行っちゃってそういう状況が見られますけれども、それもいわば日本の工場が国際化していつている訳でしょう。だから、子どもが国際化時代に育つためには、国旗・国歌へのマナーを身につけなきゃならないんだというのは私はダメにする議論だと思う。これはいい訳に過ぎ

ない。

というのは、思想信条の自由を言われたら、それに太刀打ちする議論ないんですよ、強制しかない。強制する理由をどこに求めるかということなんです。だからそれはおかしいです、その考え方。日本人はそういうことでなくて、お付き合いをする中で、きちっと見つけていくものはつけるという能力があればいい訳です。だからどなたとでもお付き合いするという広い心を持つ、だれの意見でも耳を傾ける、誰とでも十分話ができる、そういう能力こそ育てる、広い気持ち。中国へ行ったら亜細亜太平洋戦争で、15年戦争と言われた満州事変から始まる。昭和20年までの15年間というものは、びっしり中国で戦争したわけでしょう。莫大な被害を中国は受けている、日中国交回復の時にどこが折り合いがつくところだったかと言えば、中国が賠償を放棄したんです。あの時中国が賠償請求していれば、ものすごい金額です。到底その中国との国交回復なんかはできない。それを中国が譲って賠償請求はしないということになったから、中国との国交回復が出来た。

田中角栄氏が1972年に訪中したんです。ニクソンに先を越されちゃいましたけれども。

だから、そういうその中国の人達は、広い気持ちで日本を受け入れようということできていたから、だからどんどんその日本人が中国へ行くということが可能になった訳だと思うんです。ただ一時的に、中国の教育が国家中心教育というのか、そういうふうピークになった時期があって、反日感情というものがだいぶ煽られた時期はありました。だから、その国歌中心的な教育をやると、ああいう現

象が起きるといういい例なんです。日本が、その轍を今踏もうとしているわけですから、そこはよくよく考えていただく。特に教育に当たる人たちはそのことを考えるべきだという事を私は申し上げ続けている。もしご発言があれば、お聞きしたいと思います。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 国旗・国歌に関しましては、いろいろなお考えの方がいらっしゃることも、私どもはよく理解をしております。

この卒業式・入学式ということにつきましては、何度も申し上げておりますけども、私どもは学校教育法に基づく学習指導要領、これに基づきまして、粛々とこれからもやっていきたい。このように考えております。

●議長林 国夫君 午後1時15分まで休憩します。

正午12時12分 休憩

午後 1時15分 開議

●議長林 国夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員（登壇） 平成20年第2回定例会にあたり、大綱4点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

質問に先立ちまして、一昨日の朝に発生しました岩手・宮城中部地震において、犠牲になられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。質問に入ります。

大綱質問の1点目は、財政問題についてで

あります。市では、これまで平成19年度の予算編成において、人件費など大幅に削減し、市民負担を増加させながら、歳出をぎりぎりまで抑えて予算を執行し、一般会計決算では大きな赤字にならないということでしたが、今定例会の補正予算には、1億2,800万円の繰上充用が組み込まれるという事態が発生しました。

その原因は、振興公社への債務を一括返済したことによるものということです。市民の中には、これからの市の財政がどうなるのかという不安の声も多く聞かれます。

そこでお聞きいたしますが、1点目は、財政健全化法についてであります。

平成19年度の一般会計の赤字決算や、市立病院事業会計への不良債務が予想以上に増加しています。この状態では平成20年度決算で、早期健全化団体に指定されることが予想されますが、その見通しがどうなるのかお聞きいたします。

また、早期健全化団体に指定されることを避けるための方策として、財政健全化法に基づく公立病院特例債を借りることができるのか、その見通しについてもお聞きいたします。

公立病院特例債が確保された場合と、さらになかった場合の連結実質赤字比率が、どのようになるのかについてもお尋ねいたします。

2点目は、今後の財政見通しについてであります。

国は、平成16年度から地方交付税の大幅な削減を行い、本市においても重大な影響を受けています。1億2,800万円の繰上充用の歳入として、地方交付税を充てていますが、交付税の増加の見通しはほとんどないと

思われます。平成19年度の赤字1億2,800万円を平成20年度でどのように解消しようとしているのか。歳入歳出の見通しはどのようになるのかお聞きいたします。合わせて市立美唄病院の不良債務の解消計画も含め、自立推進計画における財政収支計画の見通しがどうなるのかについてお尋ねいたします。

大綱質問の2点目は、農業行政についてであります。

最近、食糧を巡る内外情勢は大きく変化しています。食料品が連日のように値上げされ、家庭の台所を直撃しています。穀物など、農産物の輸入価格が高騰しているからであります。主な要因は気象変動による収量の不安定化、発展途上国での人口増大、バイオ燃料ブームによる需要の急増、投機マネーの流入による高騰などで、こうした状況は長期にわたる見通しであります。

世界の貧しい人々発展途上国の多くで、食糧が十分手に入らなくなり、飢餓人口が増大し、食料暴動まで起きています。近く開かれる洞爺湖サミットでも、食糧問題が重要課題の1つになろうとしています。食糧は安い外国から買えばよいと、国内農業をないがしろにしてきた政府・財界の言い分が、通らなくなっていることは明らかであります。それにもかかわらず自・公政府は、輸入自由化、市場任せを前提に、中小農家を農政の対象から排除する政治を変えようとしていません。

こうした状況が本市農業にも大きく影響し、農家経営が極めて厳しい状況に置かれています。食糧がどうなるのか。本市の農業がどうなるのか。農家経営がどうなるかは、農業を基盤とする、農業を基幹産業としている、本

市経済に大きく影響を及ぼすばかりでなく、一般市民の台所にもつながる重大な問題です。こうしたことから、本市農業の現状を把握し、本市農業発展の方策についてこれまで以上に真剣に取り組まなければならないものと思われれます。

具体的にお尋ねいたしますが、1点目は、本市農業の産出額の推移についてであります。美唄市の農業産出額の推移について、1995年、2000年、2005年から2007年まで、どのように推移してきたかお聞きいたします。

2点目は、農家経営の推移についてであります。過去5年間の農家戸数、耕地面積の推移及び現在の農家経営主の平均年齢がどのようになっているのかお聞きいたします。

3点目は、農家の安定経営の支援策についてであります。農業情勢が厳しい中農業経営者の安定経営を図るために、市としてどのような支援策を講じてきたのかお聞きいたします。

大綱質問の3点目は、後期高齢者医療制度についてであります。

こんな保険料を取られたらとても生きていけない。長生きは罪なのですか。福田自・公政権が4月実施を強行した、後期高齢者医療制度に、日本列島を揺るがす程の国民の怒りが沸き起こっています。

75歳という年齢を重ねただけで、これまで入っていた国保や健保から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる、健康診断から外来入院終末期まで、あらゆる段階で安上がりの差別医療を押し付けられる。こんなひどい

制度はありません。しかも、時が経てば経つほど国民負担も、高齢者への差別医療も、どんどんひどくなっていく仕組みです。

まさに天下の悪法というべきものですが、本市において具体的どのようになっているのかであります。そこでお聞きいたしますが、

1点目は、市民説明会についてであります。3月の定例市議会の最終日の25日から市内の各所で、市民説明会が開かれてましたが、その状況と、その会場ではどのような意見要望が出されたのか。特徴的なものについてお聞きいたします。

2点目は、障害者の強制加入についてであります。

後期高齢者医療制度では、65歳以上74歳以下で、一定の障害を持っている人達が、国民健康保険から、自動的に後期高齢者医療保険に加盟させられています。そのためにさまざまな不利益を被っている人達があります。本市において、65歳以上74歳以下で、一定の障害による後期高齢者医療の加盟者は何人になるのか。また、重度心身障害者医療費助成について後期高齢者医療制度の加盟を条件にしている理由は何なのか。

また、重度心身障害者医療費助成対象者は、何人になるのかお聞きいたします。

3点目は、資格者証の発行についてであります。

これまで老人保健において、国保税が未納であっても、資格者証の発行の対象にされなかったわけですが、後期高齢者医療制度では、保険料が未納であれば、資格者証が発行されます。本市においてこれまでの老人保健で、仮にこの除外規定がなかったとすれば、資格

者証発行の対象者は何人になるのかお聞きいたします。

保険料については払いたくても払えない多くの人達があります。保険証がないことによって、病院に行かず治療がおくれ、病気が重くなることもあります。高齢者であるだけに、極めて重大な問題です。資格者証の発行に当たっては、相手の事情を十分考慮しなければなりません、どのようにしようとしているのかお聞きいたします。

4点目は、擬制世帯についてであります。

後期高齢者医療制度がスタートした4月以降、子ども夫婦と同居しながら、世帯を分離するお年寄りが全国的にも急増しています。この制度や、介護保険の保険料は、主に世帯の所得で決まり、現役で所得の多い子どもが所帯主であれば、高くなり、年金収入だけの高齢者は安くなります。この為、保険料を合法的に安くする為に、こうした擬制世帯が増えています。

また、後期高齢者制度の発足した時に、老人夫婦の中で一方が75歳以上であれば、一方が後期高齢者医療制度に、一方が国民健康保険というように、自動的に擬制世帯が生まれます。本市の場合こうした擬制世帯がどのようになっているのか。国民健康保険の場合と後期高齢者医療制度の場合で、どうなっているのかお聞きいたします。

5点目は、担当医についてであります。

後期高齢者医療制度でかかりつけの主治医として、お年寄りの日常的な診療を幅広く担うように、新設された高齢者担当医の届け出の数が全国で8,876件、担当医として想定される内科開業医のうち、24%となっ

ています。

75歳以上の患者を定額の診療報酬で診る担当医制度をめぐっては、医療現場の見解が分かれ、地域によっては必要な治療が制限されるなどとして、反対を表明した医師会が多数います。担当医の届け数の率は全国で24%、北海道全体では15%となっていますが、美唄市では、どうなっているのかお聞きいたします。

大綱質問の4点目は、教育行政について、教育長にお尋ねいたします。

その1点目は、高校の統廃合問題についてであります。

北海道教育委員会は、6月3日公立高校の配置計画を発表しましたが、この中には平成23年度に、美唄に新しい学校を設置する。美唄高校と美唄工業高校の生徒の募集を停止するというものですが、市内の父母や子ども達の中で、美唄の高校がこれからどうなっていくのかという不安が広がっています。高校の統廃合問題については、これまでの経過については、後日の議員協議会で詳しく報告されると思いますので、詳しくはお尋ねしませんが、何点かについてお聞きいたします。

その1つは、美唄に設置される美唄市高校問題等対策協議会に対し、検討委員会が報告書をまとめ提出しました。その内容を見る限りでは、主観ではありますが、報告書は統合やむなしの印象を受けますが、果たしてそうなのかどうかお聞きいたします。また、この検討委員会に美唄高校や同窓会などから要請書が出されていますが、検討委員会でどのように反映されているのかお聞きいたします。

また、報告書の中で言われている総合学科

の内容についてお聞きいたします。

2点目は、学習指導要領についてであります。

文部科学省は、3月28日付で、新しい小中学校の学習指導要領を告示しました。学習指導要領は1947年に試案が示されて以降、約10年ごとに改定されてきました。1989年の改定では、入学式や卒業式での日の丸掲揚や、君が代斉唱の指導を義務づけ、現行の指導要領は、1992年に改正されています。詰め込む教育の反省から、ゆとり教育を掲げて、総合的な学習時間を新設され、授業時間数や学習内容を削減したものでありました。

今回の改定は、中央審議会の答申を受けての改定ということですが、その内容はどのようなものと受けとめているのかお尋ねいたします。また、現行の学習指導要領とどのように違うのか。教育委員会として、その改定内容をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、財政問題について、財政健全化法についてありますが、平成20年度においては、4つの健全化判断基準のうち、連結実質赤字比率が、病院会計の累積不良債務等から、本市に適用される基準の18.5%を上回る20%台になるものと試算しております。

このため、本年度は公立病院特例債の発行の条件となる、公立病院改革ガイドラインに基づく、公立病院改革プランを9月末を目処に策定し、今後プランの実行により経営の健

全化と単年度収支の均衡を図るよう取り組むこととしており、特例債が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、平成19年度末の不良債務約23億4,900万円のうち、15年度末以降、新たに発生した不良債務約8億3,900万円分全額を借り入れた場合、平成20年度の連結実質赤字比率は、本市に適用される基準である18.5%を下回り、早期健全化団体にならないものと試算しております。

次に、今後の財政見通しについてですが、地方交付税は、平成16年度からの地方財政規模の圧縮に伴い、大幅に削減されてきた経過がありますが、平成20年度は地方財政計画で対前年比1.3%の増額となっております。

本市においては、人口の減少等により影響が見込まれること等から、市長会等を通して、第2次地方分権改革を推進し、地方交付税の復元と地方財源の保証を求めているところでございます。

次に、平成20年度一般会計の収支見通しは、平成19年度収支不足額の繰上充用により、非常に厳しい状況にありますが、歳出においては、一部経費の執行の抑制、入札残の執行留保、借換債の発行による公債費の縮減などに努める他、歳入においては、市税や使用料等の滞納整理の強化、土地売却等財産収入の確保、特別交付税の確保などに努めたいと考えております。

いずれにいたしましても、自立推進計画の見直しと合わせ、10月を目処に財政健全化計画を策定することとしており、その中で病院会計の不良債務解消計画を含め、収支改善

の取り組み内容及び各年の財政収支見通しを明らかにすることとしております。

次に、農業行政について農業経営に対する市の支援策についてであります。これまで各種制度資金・災害資金の借入に対する利子助成を始め、後継者育成のための研修費助成や、畑作振興を目的としたハスカップの苗導入助成、地産地消とブランド化を目指す取り組みなどの支援を行ってまいりました。

また、平成18年に設立しました農業支援センターにおきましては、農産物の産地化・差別化を図るため、麦大豆の一層の収量・品質向上を目指した技術指導を行ったほか、先進的な農業経営者を育成する為、青年部を対象とした「農業塾」や女性農業者を対象とした「女性セミナー」を開催し、現地研修などにより栽培技術と経営意識の向上に努めております。

次に、後期高齢者医療制度についてであります。本年3月25日から31日にかけて、7日間で14会場において、説明会を実施いたしました。これに出前講座の1会場含め、合計386名の方が参加されました。

意見や要望の特徴的なものとしましては、保険の移行に関する手続や、保険料に関する質問のほか、年金からの特別徴収や制度そのものに対する意見、また2年ごとに見直しされることとなっている保険料の将来負担や、診療報酬の改正による医療サービスについての意見などがありました。

次に、障がい者の加入についてであります。65歳以上74歳以下で、一定の障がいにより、老人保健受給者となっていた方に対し、昨年12月に後期高齢者医療広域連合か

ら後期高齢者医療に移らないことを希望できる旨の文書が送付されております。

これにより各対象者が、後期高齢者医療保険料の負担と、重度心身障害者医療費助成が受けられなくなることにより、医療費自己負担の上昇などを比較し、後期高齢者医療に移るかどうかの選択をしていただいたところであります。

本年4月当初において、65歳以上74歳以下で、一定の障がいによる後期高齢者医療加入者は、279人で、加入されない方は11人となっております。加入されない方のうち、重度心身障害者医療費助成対象者は7人となっております。

医療費助成制度は、北海道の補助要綱に基づき実施しているもので、重度障害を持つ高齢者に対する医療費助成は、後期高齢者医療の加入が条件となっているところであります。

これは従前から、老人保健制度の加入を要件としていること、また財政負担などを勘案し、将来にわたり持続可能な医療給付制度の運営を図るため、加入を条件としたものと承知しております。このような加入条件については、北海道のほか、全国で9県が同様の取り扱いをしております。

次に、資格者証の発行についてであります。老人保健受給者については、国民健康保険法の規定により、資格者証の対象から除外されておりました。

仮に、この除外規定がないものとした場合に、平成19年度において、国民健康保険に加入する老人保健受給者のうち、国民健康保険税の滞納による、資格者証の対象者は2名となります。

後期高齢者医療制度における資格者証の適用については、広域連合が決定しますが、運用に当たっては、相当な収入があるにも拘らず、保険料を納めないなど、悪質なケースに限って適用するとの方針が、国から示されております。

次に、擬制世帯についてであります。国民健康保険における擬制世帯の数は、6月の時点で約820世帯となる見込みで、このうち、後期高齢者医療の加入者が擬制世帯となる世帯数は、約570世帯になるものと見込まれます。

次に高齢者担当医についてであります。本市の医療機関の後期高齢者診療科の算定届出状況については、6月1日現在で、届出はないものと、北海道社会保険事務局に確認しております。

また、後期高齢者診療科の取り扱いについては、中央社会保険医療協議会で、具体的な検証作業に着手することとされております。

なお、本市農業の産出額の推移について、農業経営の推移につきましては、農政部長から答弁させていただきます。

●議長林 国夫君 農政部長。

●農政部長林 信孝君 本市の農業の産出額及び農業経営の推移については、私から答弁させていただきます。

本市農業の産出額の推移についてありますが、農林水産省統計部が作成・公表しておりました市町村別農業産出額は、2006年をもって終了しましたことから、2006年までの推移についてお答えします。

1995年が99億3,000万円、2000年が83億8,000万円、2005年

が78億1,000万円、2006年71億5,000万円であります。

次に、農業経営の推移についてであります。2003年から2007年の5年間の農家戸数について、2003年度は1,029戸、2004年、1,008戸、2005年、941戸、2006年、938戸、2007年849戸。耕地面積については、2003年度が9,470ヘクタール、2004年、9,460ヘクタール、2005年、9,460ヘクタール、2006年、9,450ヘクタール、2007年、9,441ヘクタール。また、現在の農家経営主の平均年齢は58歳となっております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君(登壇) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、高校の統廃合問題についてありますが、検討委員会での検討経過につきましては、美唄高校と美唄工業高校の入学者数や減少が続く中学校卒業者数の状況等踏まえながら、現状維持を模索しつつ、多様なニーズに対応した望ましい高校のあり方について、さまざまな角度から議論を行い、報告書としてまとめてきたところであります。

また、美唄工業高校同窓会等からの要望に対しましては、昨年6月に要望事項の提出があり、その内容を検討委員会で話し合い、存続のために広報メロディーへの折り込み等入学者の増に向けた取り組みを同窓会と共に行ってきたところであります。

次に、総合学科の内容につきましては、普通教科から専門教科に渡って幅広く開設された科目の中から、将来の進路選択を視野に入

れて、生徒が自分で科目を選択して学習する学科であります。

また、設置の状況でございますけれども、平成19年度までに、全国では319校、北海道では平成20年4月1日現在10校設置されており、平成22年度までに新たに2校設置される予定であります。

次に、学習指導要領についてであります。平成20年3月28日に示された新学習指導要領は、基本理念の「生きる力の育成」は変わることなく、教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえて、その理念をより一層実現する為に改定されました。

改定の主なポイントは、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「思考力・判断力・表現力等の育成」「確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保」「学習意欲の向上や学習習慣の確立」「豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」などとなっております。

次に、小中学校における現行学習指導要領の主な改善内容は、週当たり小学校低学年で2単位時間、中・高学年で1単位時間、中学校で1単位時間増の「各教科の授業時数増加」「小学校高学年における外国語活動」「中学校における武道の必修化」「道徳教育の充実」「体験活動の充実」等であります。

次に、実施に向けてのスケジュールですが、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施になり、来年度からは、一部先行実施となります。

教育委員会といたしましては、改定の趣旨をしっかりととらえ、児童生徒の「知・徳・体」をバランスよく育てることを大切にして、「生きる力の育成」に努めてまいりたいと考

えております。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 この場所から何点かについて質問させていただきたいと思います。

最初に先程市長が答弁された中で、いわゆる不良債務15年度末以降の、新たに発生した不良債務という部分で、ちょっと私が聞き漏らした部分がありますので、不良債務私は8億3,900万円と聞こえたんですけども、それでよろしいのかどうか。ちょっと再度確認したいと思います。私の聞き違いかどうか。

再質問ですけれども、最初に、財政問題の今後の見通しですけれども、平成20年度は1億2,800万円の赤字のために、歳出では一部経費の抑制、一部経費の執行の抑制、入札残の執行留保、借換債の発行による公債費の縮減等に努めるほか、歳入においては、市税や使用料等の滞納整理の強化、土地売却等財産収入の確保と、特別交付税の確保などにも努めたいと、このようにご答弁されたわけですが、この歳出の抑制という部分の中に、人件費の削減というものはあってはならないわけですが、その点でどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

次に、農業行政についてでありますけれども、平成18年のこの4月に、農政部が設置されました。これは国の農業政策によって、本市農業が一層窮地に追い詰められて農家経営も不安定になっている。そうした中で、本市農業を発展させる。農業政策を充実させる。そうしたために設置されたもの、このように認識しているわけですが、その後2年間を経過しました。この2年間で、どのよう

な取り組みを行って、どのような成果が上がったのかお聞きしたいと思います。

もう1点は、市長はこの日本の農業、本市の農業の発展について、どのようにお考えなのか。基本的な問題になりますけれどもお聞きしたいと思います。

福田首相が6月3日ですけれども、ローマで開かれている食糧サミットでの演説の中で、日本国内の農業改革を進め、食糧の自給率の向上にあらゆる努力を払う。このように報告されているわけです。首相がこういうのであれば、世界的な食糧危機の中で、世界中から食糧を買い集める、食糧自給率を先進国の中でも最低の39%まで落としている自民党農政の破綻を認めなければならない、このように思うわけです。

食糧危機問題で、日本が積極的な貢献をするためにも農政、とりわけ米政策の根本的・抜本的な転換が求められていると思うわけです。その第1は、日本にとって不要であると思われる、年間77万トンものミニマムアクセス米、この輸入を中止することが必要だと思います。福田首相は国際市場での米価格の高騰を抑える為に、日本が輸入した備蓄米から30万トン以上放出する用意があると述べました。米不足の国々に支援することは当然であります。ミニマムアクセス米の在庫が120万トンにも積み上がっており、食糧危機の直撃を受けている国々への緊急援助に活用すべきであります。

政府は5月に、米が不足しているフィリピンにミニマムアクセス米を売却する方針を固めました。それに先立って、アメリカ政府にわざわざこの方針への許可を得ているわけ

です。この動きは、ミニマムアクセス米の輸入は、実はアメリカに押しつけられたものを裏づけしているものであります。

日本国内では減反の強制をやめて、農家に生産コストを保障する不足払い制度の確立、備蓄制度の充実等、米の需給と価格の安定政策を実施すべきであります。小規模農家を支援対象から除外する、排除する政策も直ちに中止しなければならないと考えております。

町村官房長官が5月の末に減反政策を見直していく必要を表明しました。政府は米価下落を抑えるためとして、農家に減反を押しつけてきました。それが今減反政策の失敗と増産の必要を認めざるを得なくなってきました。しかし、米価を保障する政策を示さないまま、減反廃止等を言うだけでは、米価下落を懸念する農家に、一層混乱をもたらすだけであります。強制減反をやめるとともに、価格補償を行うことが重要だと思います。国際的な穀物価格の上昇が国民生活にも影響しています。一部の麦製品では輸入品が国産品よりも高くなる事態も生まれています。輸入への依存が大きい麦・大豆飼料穀物等、価格補償などの政策で本格的に増産しなければならない。このように考えているわけです。

私は今年の第1回定例会で、日本の農業の現状を、そして、日本の農業の発展について提言をいたしました。その内容を含めて、本市の農業をどのようにしていこうとしているのか、改めてお尋ねいたします。

次に、後期高齢者医療制度についてでありますけれども、先ほどの市長のご答弁でも、この制度がいかに大きな問題を抱えているかが明らかになったわけですが、この間、

国会で論議されてきたことも踏まえて、現時点で後期高齢者医療制度について、市長はどのようにお考えなのか改めてお聞きいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。高校の統廃合についてであります。高校の再編問題。これは保護者や生徒にとって、将来の進路を選択する上で、極めて重大な問題です。どういう学校に入るのか。どういう学科を選択するのかということは、場合によっては人の一生に関わるものであるだけに、保護者も生徒も真剣であります。それだけに統廃合については、保護者や生徒市民の意見も十分取り入れなければならないと思いますが、どのようにしようとしているのか。お聞きいたします。

次に、総合学科についてであります。対策委員会に提出された、検討委員会の報告の中に、総合学科についての記述がありますが、総合学科については、保護者や生徒、市民にもその内容がほとんど知らされておられません。内容を知らなくては、選択の仕様がわからないわけであり。総合学科の内容をどのように周知するのかお聞きいたします。

次に、学習指導要領についてでありますけれども、1点目は、詰め込み授業の問題です。今でも金曜日にはもうくたくたで授業にならない、そうした多くの子どもたちがいるわけです。これ以上授業時間が増えれば、落ちこぼし、いわゆるこれまで落ちこぼれと言われていたわけですが、これは生徒が落ちこぼれるということよりも、むしろ落ちこぼれる条件を教える側が作っている。そうしたことによって、そうした落ちこぼれが発生する

という立場から、あえて落ちこぼしと言いたいと思いますけれども、その落ちこぼしが増加しているわけです。

ゆとり教育から詰め込み教育へ戻るということは、こうした落ちこぼしの増加、競争心の増加、学校でのいじめの増加になることが予測されます。学力の向上にはならないと思いますけれども、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

2点目は、小学校から外国語を教えるという、これは私は無理があり、私はこうしたことは余り意味がないと思うわけです。

3点目は、道徳教育の問題です。このたびの改定の大きな特徴に、道徳教育の強化があるわけです。この指導要領が公表される直前に、与党や保守系団体によって、文部科学省に圧力がかかっているわけです。そして、その修正した中身が28日に公表されたわけですが、国を愛する心、郷土を愛する心、これはあくまでも自発的なものであって、押しつけによるものではないと思いますけれども、教育長のお考えをお聞きしたいと思えます。

4点目ですけれども、授業時間数が増えれば、当然教員の勤務時間の増加につながります。今でもかなり厳しい勤務状態が、授業時間の増加によって、教職員の心身の健康状態を損なう、そうしたことにつながりかねない。そうしたことを危惧するわけでありと思いますが、どのようにしようとしているのか。お聞きいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 最初に15年度末以降、新たに発生した不良債務というのが、約8億

3, 900万円。これが特例債の対象になりますから、これを全額借り入れた場合、特例債の対象は8億3, 900万円ということでございます。

長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、人件費の削減についてであります。今後策定する財政健全計画におきまして、公共施設の統廃合・民営化や使用料・手数料の見直し等、さまざまな対策を講じるほか、経費全般の見直しについても、検討していかねばならないものと考えております。

次に、農政部2年間の取り組みついてありますが、農業振興上において、麦・大豆の生産技術の向上や、担い手・後継者の育成などに努めてまいりました。特に平成18年の秋まき小麦の雪腐れ病の多発によって、多くのほ場で廃耕し、春まき小麦、大豆等に転換する際に、道と連携をとりながら、大豆の乾燥調製施設の導入等について取り組みを進めてまいりました。

また、生産基盤を確立するため、緑肥の導入による土づくりを提唱した結果、平成18年の31戸70ヘクタールから、平成19年100戸、600ヘクタールへと大幅に増加し、化学肥料だけに頼らない土づくりに取り組む生産者が増えております。

このような取り組みの結果、講習等の参加者から営農に役立ったという感想が多く寄せられたほか、小麦・大豆の収量増や品質向上につながったものと考えております。

次に、日本の農業等についてありますが、今後、食料をめぐる諸問題として、国民全体で認識を共有した上で、食料自給率向上を目指して、消費者、生産者、事業者、行政機関

といった、それぞれの主体による食料・農業・農村に関する諸課題への取り組みを、さらに促進していく必要があるとして、今年5月7日に食料・農業・農村政策推進本部で、食料事情に対応した食料の安定供給体制確立に向けての「21世紀新農政2008」を決定し、推進することとしております。

次に、本市の農業につきましては、国内外の諸情勢を、美唄農業のチャンスととらえ、地域特性を活かして、米を中心にしながら、多様な農産物を組み合わせた複合経営や共同化、法人化などを促進し、経営の安定につなげてまいりたいと考えております。

また、支援策につきましては、農家負担軽減のための助成措置等、引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度に対する考え方ですが、現在、国においては、制度の施行状況を踏まえ、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、保険料の軽減対策、特別徴収の見直し、終末期相談支援料の凍結等の検討がされ、一定の運用改善が、見直しに関する協議会において決定されたところであり、さらに、今後に向けた課題についての検討も継続されております。

これらの動向、実施状況等を見きわめながら、制度として改善の必要があると思われるものがある場合は、市長会、広域連合等を通じ、改善を要請して参りたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、市内の高校のあり方についてであ

りますが、このことにつきましては、保護者を初め広く市民の方々からご意見をお聞きすることは大変大切なことであると考えているところでございます。市内高校の各校長及びPTA代表等で構成されております、美唄市高校問題等対策協議会の関係団体と連携を図りながら、さらに市内高校のあり方について、市民の方々の御意見の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、総合学科の周知についてでございますが、毎年道教委で作成しております「北海道の新しい高校づくりパンフレット」を市内小・中学校や当協議会にも配付してございまして、道教委のホームページにも掲載をされているところでございます。いずれにいたしましても、協議会の議論経過を踏まえ、道教委と連携を図りながら、広報やホームページなどを通じ、市民の方々への周知に努めてまいりたい。このように考えております。

次に、改定学習指導要領が詰め込み教育になるのではないかということでございますけれども、子ども達が学習にじっくりと取り組める時間を確保する為の授業時数であり、「ゆとり」か「詰め込み」かということではなくて、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と、これらを活用する力の育成を、いわば車の両輪として伸ばすことが改定の趣旨であると考えております。

次に、小学校高学年での外国語教育についてでございますが、この目標は「外国語を通じて、言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケ

ーション能力の素地を養う」となっており、会話が中心になるものでございます。言語教育は早期から始めることが効果的であり、会話中心の外国語活動は、小学生にとって楽しい学習になるのではないかと考えております。

次に、道德教育についてでございますが、これまでも、道德の授業では道德的価値について、児童生徒の内面から気づかせることが大切にされており、決して道德的価値を押しつけるような指導はしてきておりません。

次に、教職員の勤務時間増についてですが、文部科学省は「教職員の定数の改善」「教師が子ども達と向き合う時間の確保のための諸方策」等の施策を打ち出しており、教育委員会といたしましても、教職員の時間外勤務の縮減に向けて、今後ともより一層努めてまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 7番、長谷川吉春議員。

●7番長谷川吉春議員 市長と教育長に1点ずつお聞きしたいと思います。

後期高齢者医療制度についてでございますけれども、後期高齢者医療制度を廃止すべきだ。そうした声がいま全国的にも大きく広がっております。新聞各誌の世論調査では、評価しないと答えた人が7割を超えているわけです。世代を超えて、国民の圧倒的多数が批判を高めているわけです。全国の都道府県の医師会のうち、6割以上が反対や批判の態度を表明するなど、医療関係者からも反対や中止を求める声が広がってきています。

福田内閣の支持率はつい2、3日前の新聞の報道では、14%まで下がったと急落しているわけです。そうした中で、与党の中にも動揺が出てきている。これは、国民世論と運

動が政府与党を追い詰めている、そうした状態になっているわけです。後期高齢者医療制度の廃止法案が参議院を可決され、現在衆議院に回っていますけれども、政府与党の中でも、見直しの論議が活発になってきています。

しかし、こうした小手先の見直しで、いわゆる、稀代の高齢者差別制度と言われているこの後期高齢者医療制度を延命させるのではなくて、きっぱりと廃止するべきであります。政府は財源がないと言っていますが、廃止しても、3月までの制度に戻すだけです。新たに大きな財源が必要になることはないわけです。大体、財源を理由に高齢者を差別する医療制度をつくってよいのかどうか、高齢者差別はどんな理由であっても許されるわけではないわけです。

日本の医療費はGDP比で8%。これは先進国でも最低の水準です。本来なら増やして当然なのであります。医療を支える財源について言えば、自・公政権は、大企業や高額所得者に7兆円もの減税をして、年間5兆円もの税金を軍事費に流し込み、在日米軍再編に3兆円もの税金を出そうとしているわけであり、これらの歳入歳出のゆがみを根本からメスを入れなければならない。このように考えております。

政治の姿勢さえ変えれば、消費税に頼らなくても、安心できる医療・年金・介護など、社会保障制度とそれを支える財源をつくることができるわけです。

先程のご答弁で、市長は現在、制度の執行状況を踏まえて、高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、保険料の軽減対策、特別徴収の見直し、終末相談料、支援料

の凍結などの検討がされ、一定の運用改善が見直しに関する協議会において、決定されたところであり、さらに、今後に向けた課題についての検討が継続されております。これらの動向、実施状況を見極めながら、制度としての改善の必要があると思われるものがあつた場合には、市長会・広域連合を通じて、改善を要請してまいりたい。市長はこのように先ほどご答弁されたわけです。

しかし、これまでは、多くの国民はこうした部分的な改善ではなく、あくまでも廃止するべきだ。こうした声が多いわけです。この制度はやはり一旦は廃止し、撤回して、老人医療も含めて、日本の医療について根本から検討するべきだと、このように考えますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、教育長に道徳教育についてご質問いたします。

文部科学省は改悪された教育基本法を受けて、伝統と文化を尊重する態度、国と郷土を愛する態度などの教育を授業全体で強めようとしているわけであり、しかし、何をもって伝統とか、愛国心とするかは良心の自由に属する問題であります。特定の態度を押しつけ、子どもを鋳型にはめ込む、こうしたことは憲法精神にも反するわけです。子ども達は社会格差、いじめ、成績による差別などで人間として傷ついています。子どもの声を聞き取り、子どもと共にだれもが人権を尊重される、そうした学校生活を築くこと、これが教育の核心であると、このように思うわけです。

今、政治が真剣に取り組まなければならな

いのは、教育条件の整備であります。皆さんもテレビや新聞等でご承知の通り、霞が関タクシー問題、それに関連する官僚の不正問題、教職員のセクハラが後を絶たない。学校のいじめによる子どもの自殺を学校ぐるみで隠蔽する。こうした問題、数え上げたら切りがない程、子どもが社会に対する信頼感を損なう状況が蔓延しているわけであります。そして、こうした不正を行っている側からの道德の押しつけ等もってのほかであります。道德を口にする資格さえないと思うわけです。政府が国民に対して、愛国心を求めるのであれば、政府も国民を愛する政治を行わなければならないと思います。

しかし、今の政府与党が行っているのは、お年寄りいじめ、現代の姥捨て山と言われている後期高齢者医療制度であり、社会保障切り捨てであります。アメリカ軍には、条約にもない思いやり予算を年間2,083億円もくれている一方で、国民への思いやりの1つである社会保障費を年間2,200億円も削減するなど、まさに逆立ちの政治が行われているわけです。こうした環境の中で道德の教育について教育長はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度についてであります。後期高齢者という名称につきましては、私も特に疑問に思うところがありました。

この医療制度は国民皆保険制度を将来にわたり持続するため、現役世代と高齢者で、ともに支え合うものとして設けられたものと承

知しております。

現在、国においては、制度の運用につきまして、改善を検討しているところであり、今後これらの状況等を見きわめながら、必要に応じて市長会、広域連合等を通じ、さらに改善を要請してまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 長谷川議員のご質問にお答え申し上げます。

道德教育についてであります。不正や犯罪の多発等、道德心の欠如が社会問題になっていること、そして、子ども達のいじめや非行、自殺等の問題が深刻であるからこそ、次代を担う子ども達に道德心をしっかりと行うことは、極めて重要なことであると認識をしているところでございます。

自分の生まれ育った故郷や国を愛する心情というのは、人間として自然な感情であり、そのことを押しつけるのではなく、子どもたちの内面から気づかせることが道德教育であります。

教育委員会といたしましては、子ども達の「豊かな心」を育てるためにも、この道德教育の充実に努めてまいりたい。このように考えているところでございます。

●議長林 国夫君 次に移ります。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員（登壇） 2008年第2回市議会定例会にあたり、私は市長の自己評価、財政の健全化、そしてあるべき地域医療と市立病院再編計画の大綱3点について、市長にご質問いたします。

大綱1点目は、市長の市政に対する自己評価についてであります。

その1つは、市政執行の成果と反省について伺います。

ほぼ4年前、2004年の10月1日に、市長に就任されました。今日まで様々な悪い環境下で、ご努力をされてきたと思います。そこで、この間、市長が取り組まれたいわば重要な政策、数々の政策ありますけれども、重要な政策とご自身が位置づける、そういったものの中で、これは成果が上がったと。掲げる成果が上がり、市民福祉の向上につながったと。そういう評価する取り組みは、具体的にどういうものがあって、一方、一生懸命やったけれども、うまくいかなかったと。失敗しちゃって大いに反省しているという取り組みがどんなものか、成果と反省に分けてお示しいただきたいと思います。

合わせまして、何故成功したか。何故失敗したか。その要因です。これについても触れていただきたいと思います。いわばご自身のご自身の勤務評定をこの場でどうされているのか。北海道新聞では60点と出ておりますから、60点なのかもしれませんが、具体的な事業を挙げられて、お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

次に、引き継ぐべき課題についてであります。9月いっぱいまで市長任期が終わります。3ヶ月余りとなりました。一般質問の初日、13日の金曜日になりました。2期目の出馬表明この本会議場で高らかに行いました。難題が山積をしている。生き活き美唄の実現まで道半ばだと。美唄の未来づくりに力を傾注したいと、こういう趣旨の未来志向のお話がされました。取り組むべき課題も何点かそこで示されておりますが、今市政が抱えている

課題からあなたが最重要、最優先に取り組まなきゃならないと判断しているものは何なのか、1つ挙げていただきたい。合わせてそれをどのように解決しようと考えておられるのか。思うところお示しいただきたいと思います。

大綱の2点目は、財政の健全化についてであります。先程同僚の長谷川議員の方から、同趣旨の質問がございました。次につなげるということもございまして、重複する部分もございしますが、ご容赦をいただいて、質問させていただきます。

私は、3月の第1回定例会でも、08年の予算ベースで新しい財政健全化法に基づく、4つの財政指標です。言わばイエローカードのα値それがどのようになるんだろうということお尋ねをしたわけです。その後、この定例会冒頭で、09年度の決算概要、各会計の概要が示されまして、当初スタートの時とは異なった、いわば悪い材料が出たわけであり

ます。1つは、一般会計が23年ぶりに実質収支の赤字が出た。1億2,800万円そして、市立美唄病院事業会計は当初22億8,000万円程度と予定をしていた不良債務の累積額が、23億4,900万円、6,900万円の悪化の状況が出た、合わせまして平成20年、08年です。08年の予算段階では、これは数字ちょっと今手元にありませんが、2億約6,000万円からの、いわば歳入歳出収支不足額を抱えた予算でスタートをした。その為に今財産収入を見積もり、売れるか売れないかわからない財産収入でありましょう。合わせて、特定目的基金の償還を、これを借

り替える。こういうような方法をとって、ようやく収支均衡にしたという経過がございました。

そんなきつきのというよりも、文字どおりこの08年度の各会計の当初予算というのは、そのとおり執行しても、赤字含みだったというものが、今申し上げました前年度の決算概要を踏まえれば、さらに大きな要素として悪化をしているという現状は、誰が見ても明らかなわけであります。こういった状況を踏まえて、4つの健全化の判断比率 α 値と、資金不足比率、これは企業会計に関わるものですが、 γ 値の見通しと、早期健全化団体適用回避するための対策のポイントについて、お話をいただきたいと思います。

先程、それぞれお話がありましたが、1、2点、具体的に、対策のポイントという部分、私なりに考えている分ございますから、お話をさせて頂いて、ぜひお酌み取りいただきたいと思います。1つはこの美唄市の財政が、もう大変な事態になっているという、財政非常事態宣言を内外に向けて発していただく。いただきたいと思います。

財政非常事態というのは、この文書的には予算編成方針なり、これは昨年度の予算編成方針の中にも一文が見えました。これは職員や、私どもに対してもそうですけれども、市民の皆さんに対して、業界の方もそれぞれ美唄の財政というものを大きく影響が出てくる。そういう人に対しても向けて、この非常事態宣言を発して頂きたい。これは。今初めて申し上げる話ではないんですが、これが1つあります。

それからもう1つは、平成20年、200

8年のこの当初予算をし直すぐらいの思い切った見直しをしていただきたいということがあります。もう手遅れなのかもしれませんけれど。私は、初日の本会議で、あなたの専決の承認の件に当たって質疑を行いました。3回、4回とやったんですけれども、それは何故やったかという、私自身はもうこの当初議決をした予算を、そのまま執行するような環境にないだろうと。だから、この繰上充用の補正の段階で、そのことを真摯にぶつけて、この意思機関、予算を決定する議会の中で議論をすべきだと、そういう趣旨で申し上げたんですが、専決やってしまったから、改めてこの事を短期の取り組みとして、お考えいただけないかということでございます。

それから、中長期的な取り組みでございますけれども、財政危機というのは、今までも何度かありましたけれども、構造的な、そして、年度間の財源調整機能が喪失をしている。積立金がないわけでありまして、それから今後新たに求めなければならない依存財源、国等に対する交付税も、これはまさにその確保の目処がないという、がんじがらめの状況です。こんな状況の中で、これを乗り切るにはどうしたらいいのかということ。私はこれも繰り返し申し上げますが、行財政の構造改革が必要だろうということを申し上げます。

構造改革というと、国の構造改革ということで、余りいい印象はないわけですが、行財政のシステム改革です。1つは、計画行政との整合性、徹底した計画行政でありましょうし、それから財政情報、財務情報のわかりやすい提供でありましょうし、計画行政に

連動した総合計画に連動した予決算でありましょうし、予決算に添付をする財務諸表コスト意識を持ち、それから、いわば企業会計の発想を持つ、それらの財務諸表を添付していくということも1つでありましょうし、最も大事なそれに向けて、長がリーダーシップを発揮しなきゃならないということが、最も大事なのかもしれませんけれども、これらの、この財政構造改革のための、システムづくり。何度か指摘をしまして、今までも予決算の場だとか、一般質問の場でも前向きな話あるんですよ。

わかりやすい予算をつくろうとか、いわば事業費をベースにした予決算にしようとか、それから、計画外の事業が出たら、それを見直す為のルールをつくっていかうとか言っているんですが、さっぱり進んでない。それで、そういうものがなければ、計画を作るための計画に終わってしまうわけですから、中長期の取り組みとして、ひとつお考えいただいて、あなた自身が何かお持ちの考えがあれば、この認識をどう持って、どう課題をおさえて、どのような対策を講じようと言われていたのか。この際、お尋ねをしたいと思います。

それから、最後でございますが、あるべき地域医療と市立美唄病院再編計画について伺います。

昨年3月、これはちょうど改選前の最後の議会でありましたが、美唄市地域医療マスタープランが作られまして、議会に示されたわけでありまして、60ページ程度のかんりの力作でありましょう。これらも美唄の地域医療をどうしていくのかという、1つの

姿、目指す方向、具体的な取り組みというものが示されて、1年を経過したわけでありまして、私が申し上げるまでもなく、労災との統合がならず、今は、新たな市立病院の再編をしていこうということの計画が打ち立てられ、それが実行途上にある状況であります。このマスタープランができ上がった後、この統合が頓挫をしたと。この時にも私は指摘をしましたし、それから、議会の要望書の中にも申し上げておりますが、新たな美唄のマスタープランは必要でしょうという、当然のことを申し上げたんですが、私どもの目に触れていないわけでありまして。

このマスタープランを見直した上、あるべき地域医療の姿を示すためのプラン作りが必要だと思うのですが、これらを見直すお考えがあるのかどうなのか。合わせまして、その為意識調査、市民の皆さん方が公立病院、市立病院を含めて、どんな目で見ているのか。美唄の地域医療。そして何を期待しているか。

これは、かなり現実的な物の見方をされていると思うんです。あなたが、市長選に立候補して、4年前はかなりの、今思えば、風呂敷を広げたといひますか、産婦人科のお医者さんの確保のことやら、それから、医師の不足に対する充足についての考えやら、期待感を与えたものがございました。しかし、現実このような医療環境、医師不足というものを踏まえて、現実的な物の見方をされている人が多い。

一方、切実ないわばこの医療の衰退に伴う影響を受けている市民の皆さんもいらっしゃる。こういった状況、実態を、客観的にどう把握するかということがまず必要だと思うん

です。これをおやりになってないんです。マスタープランの時も再編計画策定の時も、でき上がった素案を、それぞれ地域に入って、お示ししているだけなんです。是非、これ新聞屋が取り組むアンケート調査なんていうのは、全国の結果を1,000のサンプルでやったり、甚だしいのは500のサンプルでやったり、美唄、今2万7,000の人口でありますけれども、どのくらいのサンプルが必要か。これ私わかりませんが、やる気があれば、短時間でできることでありましょう。お金をかけず。これらの市民の皆さんの意識調査を前提にして進めるべきだというふうに思うんですが、市長はこのことについてどう考え、この見直すお考えがあるとすれば、いつまでに見直すのか。そのことをお答えいただきたいと思います。

次に、市立美唄病院再編計画の推進状況と今後について伺いをいたします。

市立病院の再編計画は、いろんな議論がされ、大変な思いをされて計画ができ、この4月からスタートをしたわけであります。職員数の減、病床数は209床から、143床に大幅な減少をした。そして、再編計画にはなかった救急体制ですね、これの構築もされた。これらの、再編計画そのものも動きがありますが、推進状況がどうなっているか。患者さんの動向、最終的に職員の配置がどうなったかです。救急患者等の動向がどのようになっているか。それらの分析等されていると思います。

ちょっと早いですがけれども、4月から始まって、5月、6月ですから。それと今後どのようにすべきか。これは、様々な課題がある

わけですがけれども、この再編計画をどうそのとおり実践をしていくのかということが、結果として、病院の再生につながるということであれば、日々これ進行管理しなきゃならん。合わせて状況についても、少なくとも市立病院に関わる医師医療スタッフはもちろんのこと、その動向について、患者さんも把握をしてなきゃならない。私どもも然りであります。これらの情報提供というのは甚だ足りない。

以前は院内トピックスというのを作りました、患者の動向やら、それぞれの現場の声やら、病院長のいわゆる問題意識、言わばこういう市立病院の運営をしていこうよと。こういうのが出されたわけです。医療相談室の動き、これらも出されていたわけですがけれども、これをやめてしまった。これは情報の共有にならない。何に向けて、どのように1つ市立病院を作り直していくのかということが、一体としたものにならない。これらの情報をしっかりと共有して、共に再建をしていこうという、そういう簡単なことですよ。これ。院内トピックス作るというの、やっていたんですから。こういうことも含めて、今後どのようにしようとしているのか。これをお答えください。

3つ、公立病院改革プランについてであります。

先ほどもこのプランについて、ご質問がございましたが、これは、新しい財政の健全化計画が出来た後、市立病院の赤字がこの連結赤字比率に入りまして、それぞれ全国的に、公立病院抱える自治体が悲鳴を上げた。数値に大きな影響が出てくるということもありまして、その悲鳴を受けて、国が言わば先延ば

ししましょうという事で、公立病院の特例債制度を設けたという時に、言わばどういうことをクリアできれば、この起債が借りられるのか。ガイドラインみたいなもの作った訳です。それを受けて、この改革プランは、この6月の確か6日辺りだったでしょうか。具体的に、国から示達文書が出たわけでありすけれども、この改革プラン、この概要の主なところで結構ですから、どのようなもので、そして、これいつまでに作るんですか。作るまでにどんな手順・手続を踏んでやるのか。これらをお聞かせいただきたい。と思います。

次に、公立病院特例債について伺います。まず、この公立病院特例債、先程の市長のご答弁では、8億数千万のお話がありました。8億3,900万円借りられればの話です。この特例債、これを発行するための前提条件、それと発行後の条件利率とか期間とかです。そういう発行後の条件、これらを少し教えてください。

それから、この発行に向けてクリアすべき条件です。これは、公立病院のガイドラインにも記載をされていると思いますし、その前段、昨年の秋以降出された、ガイドライン。これらにも示されておりますが、高いハードルがあります。病床利用率とか、人件費率とか、単年度の赤字を出さないと、きちっと止血されるかどうかということとか、あるはずなんです、これらの中で、市長ご自身がこのさまざまな条件の中で、これはしんどいと。クリアするには至難だというふうに考えているのがあればお聞かせいただけますか。8億3,900万円入んなきゃ、起債付かなきゃ、美唄がイエローカード出されてしまうという

ことでしょう。当然昨年の秋以降、これらについての情報が入っておりますから、把握をされていると思いますから。具体的にお示しをいただきたいと思います。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君(登壇) 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、自己評価について、私の市政執行についてであります。平成16年10月に市長に就任して以来、「生き生きとした人づくり」「活き活きとした街づくり」「生き活き美唄の土台づくり」の3つの柱を掲げ、市民の皆さんとの対話とまちの未来を考える支える人づくりを基本に、全力で取り組んでまいりました。

まず、まちづくり全体の基本となる仕組みとして、市民主体、協働、情報公開等、まちづくりの理念と原則を定める本市の「憲法」ともいえるべきまちづくり基本条例を市民の皆さんの参加のもとに制定することができました。

この条例と共に、地域コミュニティ安全条例、美しきまちづくり条例、パブリック・コメント手続条例等、今後のまちづくりの基礎となる条例を整備いたしました。

3つの柱のうち、「生き生きとした人づくり」については、ブックスタート事業、子ども1日市長を開始し、子どもたちの心の豊かさを育むと共に、まちづくりへの関心やふりさとへの愛着づくりなどに努めてまいりました。市民の皆さんの暮らしを支える取組みとして、福祉灯油の実現のほか、南美唄福祉会館の整備を行い、今年度は峰延福祉会館の建替えを行うこととしております。

「活き活きとした街づくり」については、インターネットを活用した、「食」と「交流」を発信するポータルサイト「ピパ」の開設により、地域情報や美唄産の食をPR・販売するシステムを構築し、今後の経済振興につなげる土台が出来つつあると考えております。懸案事項でありました美唄駅周辺土地地区画整理事業をはじめ、公営住宅の建替え等の大型事業に取り組み、都市環境づくりにも一定の目途をつけることができました。

「生き活き美唄の土台づくり」については、指定管理者制度の導入により、施設管理に民間の知恵と工夫を活かす仕組みを作りました。

また、現在地域応援チームや美しきまちづくりサポーター制度導入を進めており、コミュニティの再生や協働のまちづくりの道筋をつけているところであります。

以上のような政策を進めてまいりましたが、現時点においては、地域医療の再構築は引き続き大きな課題であり、経済振興については、依然として厳しい雇用情勢が続いており、農業を中心とした産業間の連携の仕組みづくりは、その途上にあります。市の財政状況に関しては、三位一体改革や地方公共団体の財政の健全化に関する法律等により、一層厳しい環境となり、財政健全化に向けて、これまで以上に全力を挙げて取り組まなくてはならない状況にあります。

総じて私のこれまでの仕事は、街のさまざまな土台をしっかりと堅める段階にあり、今後これらをさらにしっかりとしたものにするとともに、市民の皆さんと心を1つにして、希望の持てるまちづくりを推進していかねばならないものと考えております。

次に、今後の課題についてであります。私は、今後、市民の暮らしに最も身近な自治体として、市民と行政、地域の市民同士が、相互に信頼し合い、尊重し合い、心を1つにしてまちづくりを進めていくことが最も大切であると考えております。

このことを基本として、現在直面している大きな課題に、市民の皆さんと共に、真正面から取り組まなければならない局面であり、最大の課題は市民の皆さんの暮らしを支える為の基本となる財政健全化と地域活性化であります。これは表裏一体の関係にある為、一体的に取り組むことが重要であります。財政健全化については、今後公立病院改革プランと共に、新たに財政健全化計画を策定し、着実に取り組んでいかなければならないと考えております。また、地域活性化については、インターネットなど情報通信技術を活用し、地域資源を最大限生かして、交流を促進し、今日的な課題である「環境保全」や「地域コミュニティの再生」などにもつながるよう、農業を中心とした産業間の連携の仕組みづくりを構築することが必要であると考えております。

私に課せられた使命は、これらの課題解決に向け、市民の皆さんと対話を重ね、ともに悩みながら英知を集め、美唄の新しい価値を創造しつつ、誰もが住んでよかったと実感できる、人とまちが輝くふるさとづくりを進めることであります。

次に、財政健全化について、平成20年度の健全化判断比率の見通しについてであります。4つの健全化判断基準のうち、連結実質赤字比率が病院会計の累積不良債務等から、

本市に適用される基準の18.5%を上回る20%台になるものと試算しております。

実質公債費比率については、23%台で推移するものと試算しております。さらに病院会計の資金不足比率は、経営健全化基準の20%を大幅に上回る100%台になるものと試算しております。これらを踏まえ、平成20年度においては、公立病院改革プランを策定し、平成15年度以降新たに発生した不良債務を、長期借入金に振り替える、公立病院特例債を発行し、連結実質赤字比率を基準値以下に抑えたいと考えております。

また、実質公債費比率が、この特例債の借り入れにより、後年度上昇することとなるため、基準値の25%以下になるよう、市債発行の調整と抑制及び交付税算入のある有利な地方債の確保を図らなければならないと考えております。

次に、本年度における健全化に向けた取り組みとしましては、歳出においては一部経費の執行の抑制、入札残の執行留保、借換債の発行による公債費の縮減などに努めるほか、歳入においては、市税や使用料等滞納整理の強化、土地売り払い等財産収入の確保、特別交付税の確保に努め、収支均衡を図ってまいりたいと考えております。なお、財政非常事態宣言につきましては、健全化計画の策定と合わせ検討させていただきます。

次に、今後の中長期的取り組みについてありますが、今年度においては、持続可能な自治体経営を目指して、自立推進計画の見直しと合わせ、10月を目処に財政健全化計画を策定することとしており、その中で病院会計の不良債務解消計画を含め、収支改善の取

り組み内容と財政収支見通しを明らかにしてまいります。

また、地方分権のさらなる推進が重要であり、第2次地方分権改革を強力に推し進め、地方の自主財源についても最大限確保するよう、国・道に対して求めて行く必要があると考えております。

財政健全化に向けては、病院不良債務の解消と公債費負担の縮減を基本課題とし、市立病院の収支改善に向けた経営基盤づくり、市債及び債務負担行為など、将来負担の適正化のほか、自治体規模に見合った定員の適正化と組織体制づくり、施策・事業の選択と重点化、公共施設の統廃合及び民営化、使用料・手数料見直しなど受益者負担の適正化、協働の街づくりを進めるサポーター活動の拡充など、さまざまな対策を講じていかなければならないと考えております。

なお、具体的な対策を実施するに当たっては、市民の皆さんに、財政状況や取り組み内容を説明し、ご理解・ご協力をいただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、あるべき地域医療と市立美唄病院再編計画について、地域医療マスタープランの見直しについてであります。平成19年3月に策定した「美唄市地域医療マスタープラン」は、厳しい医療環境の中にあって、必要な医療サービスが提供できるよう、市に求められる医療機能や市立病院と美唄労災病院が統合した新しい病院の姿などを明らかにしました。

しかし、統合断念後においては、美唄労災病院が北海道中央労災病院せき損センターとして「せき損医療」に特化するなど、診療体

制の見直しを行ったほか、国は病院事業を設置する全ての地方公共団体に、公立病院改革ガイドプランに基づく公立病院改革ラインの策定を求めるなど、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。

このため、本年5月には、地域医療に関し総合的に検討することを目的に、「美唄市地域医療庁内検討委員会」を立ち上げたところであり、今後においては、公立病院改革プランの策定期限に合わせ、地域医療マスタープランで示した市に求められる、医療機能や市立病院の機能・規模などについて必要な見直しを行うなど、地域医療の確保に向けた基本的方向を明らかにしてまいりたいと考えております。

また、市民の医療ニーズを把握する上で、アンケート調査等の手法がありますが、現在さまざまな立場から意見をいただくことを目的に、関係機関・団体等で構成する「美唄市地域医療に関する懇談会」の設置に向け、準備を進めており、重要な事項については、まちづくり懇談会やパブリックコメントを実施するなど、広く市民の意見を聞いてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域医療の問題は、本市における最重要課題でありますので、地域医療の確保に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市立美唄病院再編計画の進捗状況等についてであります。本年5月末現在の患者数について、再編計画との比較で申し上げますと、1日当たりの平均患者数が入院一般で、計画25.4人に対し実績27.6人で、2.2人の増、療養は、計画40人に対して、

実績34.2人で5.8人の減となり、外来は、計画300人に対し、実績288人で、12人の減という状況であります。

次に、6月1日現在の職員配置状況について申し上げますと、医師は非常勤を常勤換算し、計画9.4人に対し、10.7人で、1.3人の増、医師を除く職員は、計画115人に対し121人で6人の増という状況になっております。なお、救急医療につきましては、医師会の協力を得た中で、救急外来診療を市立病院に一本化し、2カ月が経過しました。民間医療機関を除く救急患者数の取り扱い件数について4月、5月の状況を昨年度と比較して申し上げますと、平成19年度の1,143件に対し、今年度は737件で約35.5%の減少救急車搬送件数は平成19年度の102件に対し、今年度は91件で、約10.8%の減少となっております。全体的に減少しておりますが、市立病院における救急車搬送件数は昨年度54件に対し、今年度85件と約57.4%の増加となっております。

次に、医療総合相談室の活動状況についてであります。5月末現在の相談等件数は113件で、昨年同期の64件より約76.6%増加しております。

次に、経営状況等の情報提供等についてであります。現在は、運営会議等で必要な都度報告しておりますが、今後は、公立病院改革の取り組みや、病院の経営と市の財政状況等、美唄市の状況等を定期的に、情報発信や説明会などを通して、職員等へ提供してまいりたいと考えております。また、市民ニーズの把握については、現在設置に向け準備を進めている、「美唄市地域医療に関する懇談会」

や「まちづくり懇談会」などを通してその把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、公立病院改革プランについてですが、改革プランは、公立病院改革の3つの視点のうち、経営効率化にかかわる部分については、3年程度、再編・ネットワーク化及び経営形態の見直しに関わる実施計画に係る部分については、5年程度の期間を対象として、平成20年度内に策定することとなっております。

改革プランに盛り込む主な内容としては、「病院が果たすべき役割及び一般会計負担の考え方」、「経営効率化に関わる数値目標と数値目標達成に向けての具体的な取り組みと実施時期」や「病床利用率の状況踏まえた病床数の抜本的な見直し」などを盛り込むこととなっております。

また改革プランのスケジュール等につきましては、病院特例債の発行の手続きの関係から、9月末を目処に策定する考えでおりますことから、今後市内の関係機関・団体等の代表者との懇談会や、市議会並びに市民説明等行いながら、策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、公立病院特例債についてであります。特例債は、病院事業について、既に多額の不良債務を有する地方公共団体が平成20年度において「公立病院ガイドライン」に基づき、公立病院改革プランを策定するに当たり、平成15年度末から平成19年度末までに新たに発生した不良債務を長期債務に振り替え、その計画的な解消を図ることができるよう、平成20年度に限り発行できるものがあります。対象となる団体は「平成19年度

決算において不良債務比率が10パーセント以上であること」「公立病院改革プランの策定により、単年度収支の均衡を図ると共に、公立病院特例債の償還財源を確保することができると見込まれるものであること」「職員に対する給与及び諸手当に関し、不適切な運用等が行われていないこと」が前提条件となります。また、発行後は、償還期間7年以内で、毎年6月末までに経営改善の実施状況を総務省に提出することとなっております。

本市も病院特例債の発行を予定しており、発行計画書と前提条件となる「病院改革プラン」または「その骨子」を9月末までに、総務省へ提出することとなっております。この計画の策定に当たっては、限られた期間内に収支均衡を図る体制を盛り込むなど、クリアすべき課題が多いものと考えておりますが、この特例債の発行に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

●議長林 国夫君 13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 市長の決意表明をまたお聞きをする結果になりましたが、自分の評価というのは、これはなかなかしづらいものでしょう。けれども、これから引き継ぐべき課題の部分も含めて、少しくお尋ねしたいと思います。

1つは、なぜ成功し、なぜうまくいかなかったか。これもう少し教えてくださいませんか。要因です。なぜなら、例えば重要課題でも、これから行政は継続性というのは大事ですし、失敗した部分というのは反省の上に立たなきゃ、仕事って成功に向けてつながらなければいけません。その辺の理由が、財政問題で三位一体に関わる部分だけで、思いはあるんでし

ようけれども、少しくなぜそうなったということ教えてください。

それから、2期目に向けて市長は、マニフェストを作られますか。1期目終わって、所信表明に対する質疑だから、10月の議会です。4年前11月までこぼれましたけれども、マニフェストをお作りくださいということをお願いした。というのは今言われた、市長はさまざまな合格点をあげた部分、これスローガンだけでは検証のしようがないということもいつも申し上げている。いつまでにどうして、それがどういう効果があるか。工程を含めて、繰り返しマニフェストって、どういうものかという必要はないと思います。これは反省の上に立って、お作りになるべきだろうと、当然そうなるのが首長の役割だろうと思うんです。

それから、14日の北海道新聞で、食の駅建設について書いているんですよ。食の駅建設は「この財政状況で大型の箱物建設は市民理解を得られず、今回は建設という公約は掲げない。」ここだけ見ますと、やめたのか、とこうなるんですが、以下(既存の施設を使い)ソフト面を重視したものにしたい。建物は立っていないのか、何なのかですね。食の駅の建設についてはどう考えているのか。私ずっとこのこと引っ張ってきまして、予算の都度、やるべきでないということで、修正案まで出してやってきていることです。いま食の駅反対の街頭宣伝活動もやっている訳なんです。この後私どもの志ある仲間と一緒に、シンポジウムをやろうとして、ぜひやるべきだという人のご意見も含めて、やらないというのなら、その必要ないんです。これは、ちょっと読み

切れないんです。市民の皆さんにわかるように、ひとつ教えていただけますか。どういう意味なのか。

それとこれは、財政健全化の議論とも一致しますけれども、財政の健全化をどうするかということと、生き生き美唄ということは表裏一体だということです。これは前にもお話がありました。これは切り離せないことです。果たしてそうでしょうか。私は、両方追い求めて、両方失敗するんじゃないかと思います。これは、恐らく私今お尋ねしても、同じこと返ってくると思うんです。失敗なさると思いますよ。こういうお考えで進めるとすれば。これはしつこく聞きませんから、ひとつお答えいただきたいと思います。

次に、財政健全化ですが、短期的取り組みで、いろいろ言いました。これ公立病院特例債8億3,000万が全てだということです。後で病院の問題のハードルの部分詰めなきゃいけませんけれども、借りられるかどうか、いま言明できないでしょう、見通しも含めて、胸張って。大丈夫だって言えませんでしょう。至難の業じゃないですか。これが全ての命綱だとしたら、早期健全化団体になるという前提での構えが必要じゃないでしょうか。予算そのままでもいいんですか。このまま。私は財政非常事態宣言と、予算のし直しみたいなこともお話ししましたがけれども、私が言って、せえといってやるものではない。自らやるものなんです。だからやる気がないんでしょう、恐らく。言われてやる性格のものではないと。この非常事態宣言というのは。自ら考えなきゃならん。私はないとみた。そういう危機意識。それとこの予算をどうする、

予算の見直し、し直すという、これにお答えがなかったけれども、これ最低でも、財務規則にあります特定収入の規定あるでしょう。これは守ってください。これ今の財務規則、古い規則かよくわかりませんが、予算執行の制限というのがありまして、財源の全部または一部を特定収入に求めるもの、それは確定しなきゃ予算執行するなという規定があるでしょう。これは守ってください。

というのは、地方債に財源を求めるものというのは、起債の許可見込みというのをみなきやいけないわけですがけれども、前年度実質収支赤字になったと。さあ病院如何では財政の早期健全化団体に指定も危ないと。こんな状況下で起債がスムーズに許可になるのか。

この美唄は、公債費負担比率が18を超えていますから、国と協議でなくて許可でしょう。許可してもらわないといけないんでしょう。これしっかりと確定してから、事業を執行してください。財務規則にそう書いてあるんだから。そこでお約束してくれませんか。尋常の状況ではないわけですから。当然のことをお尋ねしたんですけどね。そのところです。

これいま短期的なことでお話していますけれど。中長期の部分ですけれど。これいつも言っていることしか書いていない、答えてないですよ。いま。いろいろ言っていましたけれども。まず、どういのでしょうか。やり方として、あなたがリーダーシップを発揮されて、フレームの骨子をお示しになるという方法もあるでしょう。それから従来やっている手法があるわけですから、そのやり直しもあるでしょう。しかし、本当に危機感というものを感じたら、私申し上げた財政構造、

システム改革のお話ししましたがけれども、触れられてないですよ、これ。全然それは。無視ですか。若い方々との、今そこにお座りいただいた方々は、20年もお勤めの方はいらっしゃるでしょう。美唄市にこれからしっかりと根づいて、働いていくという若手の職員、こうした人方にぜひ汗をかいていただくこと、やってくださいということ私申し上げた。自分のこととして考えるんだから。そしてより市民の身近に生活をして、生きてらっしゃるという方々と、一緒にやってくださいということ、行財政の構造改革、システム改革、その部分改めてご答弁いただけますか。先ほど聞いているけれども、それで、中長期の問題として具体的に、こういう事業を見直したらいいんだということを、私何点か申し上げますから、ご感想いただきたいんです。

1つは、今まで言っている事ですから、繰り返し議論になりますけれども、南空知ふるさと市町村圏です。これおやめください。今10億円の基金を積んで、外国にそのお金を回して運用しているそうです。それを降ろすとなると困るんで、だめだと言っているそうなんです。けど、もう必要ないですよ。1億2,3,000万のお金積んでいるわけでしょう、美唄。南空知ふるさと市町村圏の理事者である市長も入っておられる。議長も議会側として入っておられる。議論をしていただけないか。今年ということにはならないでしょうけれども、国の財政負担やら、道もあるでしょうから。しかし、抱えるこの空知圏、特に必要のないとはいいいませんが、もう既に役割を私は終えていると思いますけれども、積極的にこの一部事務組合の中で議論を反映

して、ぜひ美唄市として、これはその役割を終えたと。解散して積んでいるお金はみんなに戻すべきだと、こういうことをやっていただきたい。

それから、2つ、農地水環境保全向上対策事業。これ21年度以降やめてください。私はこの問題で何度か議論をさせていただきました。スタートのときは2億9,000万からの事業費が、いわば自主財源、依存財源ではなくて自主財源1千数百万でやれるという話だった。人件費入れても年間2,000万。それを5年、2掛ける5で1億。つぶさにこのことの検証はしておりません。ぜひ常任委員会でもこの効果について検証したいと思っていますが、これは、ちょうど参議院選挙が昨年行われる前のことでありました。一方では所得保障と参議院選挙対策という人もいましたけれども、いわば実質的に農業外の所得保障をとということも狙いにあった訳です。手続の問題やら含めて、非常に、手間が大変だということで、見直しを行うようになりますが、美唄市としては夕張市同様その効果について明確に非農家の皆さん方に説明をし得る状況ではないというご判断に立って、これは、ぜひ英断を持って来年度以降の実施について、見直しの方向で検討すべきだろうと。2つであります。

それから、これは具体的というよりも、これからのまちづくり、特に建設事業等に対する物の考え方です。新設よりも補修をと。新たな建設よりも既存の施設の補修と、今回も初日もそうでしたが、この地震の問題等でさまざま出てきました。老朽施設の改築計画すら建てられないという現状ということがあり

ます。道路についても新設改良これはすべて見直す。補修に軸を移すということであります。建物、道路、こういうことを検討してください。

それから観光事業。様々な夏祭りやいろいろな観光事業が行われています。これの助成見直してください。今大きな札幌市でもこの雪祭り、大変なお金が落ちると。数百億。これ皆さん喜んでいらっしゃるのかという話ですけども、そうでもないようであります。自衛隊さんがどうかというのものもあります。けれども、この観光に関わる支出です。逐年絞っておられるようですけども、これはアンタッチャブルとは言いませんけれども、今この補助金等の一覧を見ますと、非常に高いウェート、高い額になっています。歌舞裸だとかですね。百万円どうなのか。いろいろあります。

これらの時期の設定含めて見直していく。圧縮に向けて見直して行く、即ち後期計画の見直しですよ。21世紀まちづくりプラン後期計画、平成22年までのこれは、事務方に任してやれることじゃないですよ。これ病院の問題も含めて、全部、8月、9月に集中するわけでしょう、まとめあげなきゃならない。財政の健全化は10月ということですが、選挙とぶつかっちゃうんですよ。誰も出てくれなきゃ、1日だけ選挙すればいいからいいのかも。あなたが主体的にリーダーシップを発揮して、フレームを示さなきゃならない。指示をしなきゃならん。それが今のあなたの最大の責任だと思いますよ。市長。

東京に用務も非常に多いようですけども、地元には張りついて、目を輝かせて市民や関係

団体の皆さん方に正対すると。職員には共にやろうということ、自らの言葉と行動で示しをする。その為に今申し上げた取り組み、ぜひしてください。

ちょっと具体的に踏み込んで、中長期の課題について申し上げました。病院のことは、いろいろありますけれども、私は何でこれ減ったかとか、再編計画の進捗状況と要因とかもお尋ねしたかったんですけども、他でちょっと時間食っていますので、財政問題との関わりありますから、深くお尋ねしませんけれども、私どもも反省を踏まえて、この病院問題、美唄の市立病院をどうして行くのかというやつ、何かしら何かがあったら、足を引っ張ろうか式のものでは決していけない。私自身思うんです。

13日の初日の質問に谷村議員も話ししていましたけれども、東京の物産展、みんな出かけて行こうやというやつです。市立病院の勤務医の皆さん方の労働条件ということ考えますと、一生懸命働いている方を前提にしたものですけれども、今日もアンケートが出ていました。夜勤明けにそのまま平常勤務、週労働が100時間というデータがある。道の調べでもありますけれども、これじゃ寄りつかんでしょう。そして私は、よく懇意にしている方もいらっしゃいますから、お話を聞きますけれども、やはり患者さんの反応なり地域に役に立っているという、そういう反応を仕事を通じて受けとめるということは、本当にやりがいがあって、疲れがとれるというお話をされていました。

私共も、ぜひ、そういった視点で、勤務医の先生方と接したいと思いますし、是非そう

いうものに結びつく情報を病院側からも提供していただきたいと思います。医者の方の定着というのは、私は地元の市民の皆さん、私共が働いているお医者さんを信頼して、尊敬をするところから始まってくる。そうするという気がしてならないわけですが、その辺、市長のお考えありましたら、お尋ねしたいと思います。

● 議長林 国夫君 市長。

● 市長桜井道雄君 紫藤議員のご質問にお答えいたします。

道新等で60点という、私も自分で高い点はつけられないという反省点が多いような状況でございます。

私が就任した時に、平成16年というのは三位一体改革の前に、財務省が地方財政を切り込んだ中で、私どもの市では6億位の規模で、一般財源が削減されていたと。そういう中で非常に財政的には本当に十分なことが出来るような状況ではないということで、この辺りの分もありますし、また病院の統合につきましては、これは私本当に反省しているんですけども、統合について、色んな形で私どもは労災病院にお願いする方だったものですから、相手方から情報を公表しないようにという中で、かなりの期間、ある程度内定するまで発表できなかった。こういう中で市民の方のいろんなご意見も聞くことができなかったと。この点については、今後このようなことの無いように反省しているところでございます。

マニフェストでございますけれども、前回指摘もありまして、マニフェストを作った分でございますけれども、今回は、それらを継

承するという中でやっておりますので、今後色んな中でマニフェストについては、一部手直しをしながらお示しをしたいというふうに考えてございます。

食の駅でございますけれども、報道等に、ああいうような表現になったわけでございますけれども、今、こういう財政状況の中で、大型のそういう公共事業というのは認められないだろうと、その中で、財政状況十分踏まえて、市民の方に構想を示す。そして、構想に対していろんなご意見をいただきながら、これは慎重に進めてまいりたいと。ただ、いずれにしても、私今回食にこだわったまちづくりというのを進めるということで、美唄の農業を再生させるとか、そういう分には、やはり食にこだわったまちづくりをして、農産物を加工して付加価値を付けると。このことは、まさにまちの生き残り策として、重要なテーマだと思っておりますので、この1つのアンテナショップ的なものは検討してございますけれども、全体的にそのハードというのは、財政状況を十分踏まえた中で、これは、ソフト重視のものを皆様にお示しして、さらにいろんな意見を聞きながら、慎重に対応してまいりたいと考えてございます。

特例債でございますけれども、国は急遽、赤平、留萌等の病院の救済策として、打ち出したものでございますけれども、これは借りても、7年以内に返済しないといけない訳でございまして。一時凌ぎという部分でございまして、しかし今美唄市としましては、これを借りることに全力を挙げておりますけれども、ただ、新しい制度の為条件がいろんなことを国が言っておりますけれども、これ

は私は絶対条件ではないというふうに考えています。これは、いろんな部分で例えば人件費比率が今私ども市立病院は100近い。これを60にするとか、こういうことは私は非常に厳しいなと思っておりますけれども、しかし、単年度の収支均衡を図ることが、大きな目的ですから、この比率の一つに問題があるからと言って、一切借りられないというものではないと。それから地方を救済する為の、しかも公立病院を何とか救うための策でございまして、総務大臣がある箇所の特例債の他に、公立病院を残すために、何とか特別交付税等の措置も、今後検討したいというようなことを言っておりますから、やはりこの辺りは強く国に訴えて、美唄市が特例債を借りられるような、そういうふうな部分で努力をしてまいりたいと考えてございます。

予算の部分でございますけれども、非常事態宣言という認識等は、私ども持っておりますけれども、今財政健全化というものも併せてその中で、非常事態宣言もあわせて検討してまいりたいと思っております。

起債等のことだと思っておりますけれども、起債というのは、申請して3月ぐらいまでに許可が来ないというようなそういう状況でございまして、特に制度が変わりまして、許可制になってから、3月までになかなか来ないような状況でございまして。ただこれにつきましては、今私ども予算に組んだ中で、今事業等も、縮小できるものは縮小しようというようなことも考えております。そのため起債等も変更になる、減額するものもこれから生じて来ると思いますが、ただ、必要な事業に関しましては、この起債については、申請

をして借りられるように努力してまいりたいと考えてございます。

中長期的なことで何点かご質問ありましたけれども、南空知ふるさと市長村圏、これは、内部でも、本当にこの資金の運用、利子運用が本当に広域的に役立っているのかということもいろいろ議論しております。今年、私ども理事者側では、これをもっと本当に意味のある事業にするか。この組合の存続をどうするかということも含めて検討しようということを考えてございます。ただ、これは議会でございますので、議長も出席しておりますので、いろいろ協議しながらやっていきたいと思っております。

それから農地水環境につきましては、これは国の農村における本当の大きな柱でございますので、今の分でどうのこうの言いませんけれども、ただ、いずれにしても、検証して、この制度の必要があるのかどうか、この辺りも十分考えていかなければいけないなど。国も、色んなこと言うものですから、この辺りは国ともいろいろ協議をして、やるなら意味のあるものにしてほしいし、そうでなければ、この制度の見直しをしてほしいと、こんなこともお願いしてまいりたいと思っています。

建設事業でございますけれども、一定程度必要な事業というのは、私、確保するというようなことを言っておりますけれども、ただこういう状況下で、起債も借入れは制限されるとか、補助金も減らされるという中で、やはり言われるように、建物に関してはもう新設ということではなくて、補修、特に先程あります学校等の耐震構造の問題もありますから、この辺りは、やはり新たなものを作るよ

りも、補修等の修理をする。このような部分も見直しを図らなければいけないないと思っております。

道路につきましては、ちょっと今のところ、具体的に計画をどのように見直すかはまだ計画を定めておりません。

観光事業ですが、これに関しては私ども毎年、補助金を減らしております。そういう中で、もうこんな状況では、もうやってられないよというような、相手方からも言われているんですけれども、しかし、これはお金をかけない中で、何とか知恵を出し合いながら、お互い努力しましょうといったことで、さらに補助金の額が見直しできるか。この辺りも検討してまいりたいと思っております。

医師の問題でございますけれども、いま、何とか計画よりは1名程増えておりますけれども、江別の市立病院から内科の非常勤来ていただいております。この方は自治医大ということで、本当に地域医療に非常に関心のある大学でございますから、この方に何とか、さらに仲間を連れて来てきてほしいと。それから、固定医になってほしいと。こんなことも院長からお願いしていることでございます。また、内部にいらっしゃる先生にも、今非常勤の方いますけれども、もし固定医になっていただければというようなこともお願いしてございますけれども、いずれにしても、今いるお医者さんを大事にしなければ、新しい医者の確保が出来ない状況の中で大変なことになりますので、まず第一に、いまいるお医者さん、そして、さらに、江別市立病院等、いろんなところから新しいお医者さんが来るような努力は、これは懸命に続けてまいりたい

と考えてございます。

財政健全化と地域活性化を一体的に進めることを、私は一体という表現をしておりますけれども、まずは財政の健全化だと思っております。それから、地域の活性化もあわせて考えなければ、財政健全化をするという部分だけを強調しますと、まちの活性化は図れないという分でございます。まちの活性化というのは、この辺りは私はお金をかけないでも、いろんな形でできるという部分で、いま市民のいろんな協働によるまちづくり等通じて、民間の力を借りながら、活性化を図っていきたいということで、第1の課題は、やはり、財政健全化そして、それに合わせまして地域の活性化という部分で、私の方は考えてございますので。一体的に進めるという意味が誤解されるかもしれませんが、そういう中で民間の力とか市民の力も、いろいろお借りしながら、両建てで全力投球してまいりたいと、このような意味でございますので、ご理解願います。

●議長林 国夫君 13 番、紫藤政則議員。

●13 番紫藤正則議員 一通りご答弁いただきました。久々に市長の肉声というのでしょうか。お聞きすることが出来て有意義だったと思います。

私は、非常に小姑意識と言いましょうか、悪く悪く考えるというか、そういう癖があるのかもしれませんが、市長のように未来に輝くそういった期待感を持っているという、その性格が羨ましくてならないわけなんです。より深刻な状況があるだろうという押さえでいつも見ております。合わせて議会が何をやるだろうかと。

何度も申しますが、体制翼賛議会と言われて、議会不要論まで市民の皆さんから出された、夕張の市議会、仲間の皆さんいらっしゃいますから。酒を酌み交わしながら共に傷をなめ合うという部分が多いわけです。深刻に今のまちづくりの状況と議会との関わり、悩んでおられます。意思機関でありますから、予算が決まれば決定をした議会というものの機関としての責任があるわけであります。

しかし、執行段階であらゆる国の行政情報、これを把握されて、タイムリーに市政に生かすという執行権を持たれるのが市長ご自身であります。どうしても意思機関の議会が判断をする時には、対等で同じ情報量で、そして、言わば共通一つの土俵で議論をするということにはならないんです。まさに、限られた制約下でやるのが私どもなんです。何言っているかわからないものだってあるんですよ。

それで、これは、初日も申し上げたことだが、一旦予算議決したものを、これをまた執行段階で変更するというのも、これいがかと思います。一方で、款項の議決権というのは、一体どこにあるんだろうか。だから私が大幅な見直しをしなさいというのは、一旦決めたことを、その決めたのは何だったのかということとイコールなんです。

矛盾したこと言っているんです。今までのご答弁を聞いていますと、私の指摘を聞いたようで聞いてないか、受け入れるようで、受け入れてないのか、当面、本年度です。本年度私は指摘をした。本年度何をするんですかって言ったこと、短期的に何をするんですかって言ったこと。それで乗り切れるんですか。乗り切れるのか。最善の努力というのは、臨

時議会あれば別ですけど、ひょっとしたら定例会、これが最後の場面になるかもしれませんよ。桜井市長とお会いすること。この後、9月定例会1日だけやって、新しい市長10月からです。市長引き続きなってくるのかもしれない。任せてくださいと。であれば、この当初、決めた予算。見直せとか必要ないのかもしれない。見直すのであれば、見直す手順・手続きが必要でしょう。私どもともそうでしょう。受益を受ける皆さん方の問題もあるでしょうし、直ちにやらなきゃいけないでしょう。ここはどうご判断されていますか。あまりそんなに深刻に考えないで結構ですよということなら、そう言ってください。

私は予算の編成をし直すと、臨時的経費・新規事業これらをやり直すぐらいの問題でしょうということを申し上げている訳です。財務規則13条のことを申し上げたけれども、お答えになっていなかった。具体的な事業で恐縮ですけども、峰延の地域福祉会館、これは特定財源がほぼ100近く地方債ですね。13条の規定でいくと、これ確定しなきゃ執行しなきゃなんのに、もう執行しているような話も聞くんですけど。ただし書きがあるから、ただし書きで全部救えるのかというのも、あるかもしれないけれども、やれないじゃないですか。事業。大きな考え方、短期の取り組みの考え方、財務規則の解釈、その2点。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 今回の繰上充用の分の1億2,800万の部分の見直しに当たりましては、これ今財政当局と色々な話をこれからやらなきゃいけないという、今現在も作業

しておりますけれども、その中で、事業そのものを全てやめるとかというのではなくて、事業の縮減等考えている、それからいろんな部分である程度予算に、流用、入札残とか、そういったものを含めて、いろんな見直しをするという部分と、それから1億2,800万ぐらいの部分の赤字等が、今後1年で解消できるか。この期間の問題もあります。

いずれにしても、私ども、見直しができるような、すべて洗い出すという、そういう作業をしている部分でございます。その辺りは、今後、早急に進めさせていただきたいと考えてございます。

起債事業でございますけれども、この起債事業の取り扱いについては、起債許可予定の第1次通知が9月であることから、これを待って執行することは、発注時期、工期等に重大な影響を及ぼすことから、年度当初の起債申請時における結果に基づいて、第13条第4項の特別規定を適用しているところでございます。

こういう中で、今回公共事業を私ども相当減らす中で、起債そのものを減らしている状況でございますので、この点は、空知支庁なり道に説明をして、起債の許可に当たっては、万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

●議長林 国夫君 紫藤議員の本件に関する発言は、すでに3回に及びましたが、会議規則第56条のただし書きの規定により、特に発言を許します。

13番、紫藤政則議員。

●13番紫藤政則議員 これが最後です。私、財務規則13条のことを申し上げたのは、今さ

ら何だというふうに言われるかもしれませんが。けれど。予算執行の原則なんです。9月云々内示が云々と言っていたけれども、それ今始まったことでないでしょう、それ。特別規定というのやったら、みんな特別規定じゃないですか。違う。特別規定というのはこれだけ。市長が云々というやつ。全部事業発注前に許可もらってる。それ以外は。

その場を何というか、過ぎればいいということで答えるから、私言葉悪いけども、むっとするんです。北海道ですよ、冬期積雪寒冷地帯ですよ。そして、一定収入の見込みがあれば、起債の確定といたら、内示の後の許可でしょう。そんなのを待っていたら年度末でしょう。やれっこないんだから。だから、いわば起債が見込めるということを見通した上で、事業発注しているというのが今まででしょう。特別だとかという話じゃないでしょう。適債事業ほとんどそうやっているんじゃないですか。何故そうやってそういうものの言い方するんですか。

それで何度も申しますが、従来はそうでした。予算も通って市民が待望久しいと。こうなったら早く作りたいと。事故繰越したくないと。制度あるんですから、事故繰越も出来るんです。きちっと財務規制どおり行けば、最低でも起債の内示まで待って、発注していくと。だけれど、抱えている今の財政事情というのは、違うでしょうということを申し上げているんです。私去年の年度末、いつか忘れちゃったけれども、起債がなかなか許可ならないというお話、随分こぼされていたでしょう。違った。家庭であっても、一般の企業であっても、入るかどうかわからないものを

当てにして、先に金使っちゃいますか。その所の認識が、今さらといった答弁で済むんですか。もう少し言い方ないですか。財務規則直せとか言っているわけでないですから。今申し上げた点、私の申し上げた点が違うのなら、違うと言ってください。

それから見直すというのが、どこまで見直すのか、見直すという話ししてみたり、よくわからんです。市立、大手術するのか。紙代節約する程度のものなのか。そうなった時には、予算の編成替え、ちょうど昭和45、6年頃でしたか。三菱が閉山した時に美唄市は、予算編成に上がったものを再度し直した。これはまさに危機だと。当然、このことについては、市民全体の理解をしながら、庁内の合意形成をしながらやっていたはずですよ。これはあなた方がちょこちょっとやれる話ではないと思うんです。私はそういう大手術が本年度必要でないだろうかという危機感を持って言っているんだが、いやいや心配ないんですかと。執行権の範囲でおやりになれるということで、心配はないんですかということをお尋ねしたんだが、それが明確に、家帰って、家のみんなにしゃべれるような答弁にはなっていないんです。

私は見通すというのは非常に難しいと思います。先ほど病院の問題が全てこの健全化の、公立病院特例債の借入れについても、単に短期資金を長期に振り替えるだけだから。財政構造上の問題だとか、これについては変わってないわけだ。しかし乗り切るためには、これしか無いと。表面に見える数値目標については、これはクリアできそうもないと。しかし、市長はその数値目標だけが全てでないと

いうことをお話して、いわば自信をみせられた。いろいろ取り組むという課題についても、入札差金をどうするなんて当たり前のことです。入札差金今まで使っていたなら別だろうけれども、当たり前のことしか書いてないでしょう。これ何かあるんですか。

大手術必要なしというご判断に立っているか。それと特定財源をしっかりと確保した上で、見通した上で事業を執行していくという私の主張です。ここについて、再度お尋ねして発言を終わりたいと思います。ご答弁お願いします。

●議長林 国夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員のご質問にお答えします。

赤字の分というのは、一般財源でございます。この一般財源の1億2,800万、非常に多額な金額でございます。これについては、私ども本当に危機を持ちながら、これから手術の程度がどのようになるか。さまざま経費の見直し等図りますけれども、その中で今予算の組み替え、私そこまでは想定していなかったものですから、昭和56年の時の赤字になった時に、私は財政の一員でいましたから、その時の手法の中で、1年というか、何年にするか、その辺りも含めて検討しようというふうな部分でありましたので、そこまでは考えていなかったところでございますけれども、いずれにしても本当に財政状況厳しい状況でございますので、これから様々な健全化の取り組みを行いながら、健全計画を作ってまいりたいと考えております。

その中で、事業の一部停止とかいろんな部分も当然考えていかなきゃいけないんですけ

れども、起債事業に関しては、私どもその財務規則はもとより、いろいろ当初から事業は予算化したものやっています。起債を借ります。9月以降に事業を実施しても、これはその年のものになりませんので、私どもは春先から取り組んでいる状況でございますけれども、いずれにしても厳しい部分は十分承知しておりますので、全体的な中で公共事業の一部を、これの取りやめ等も、これは事業そのものを全てやめるとかじゃなくて、一部の見直し等はやっていかなきゃいけないと思っております。

去年、3月末まで起債が一切許可にならなかったというのは、道が病院の再編計画、病院をどうするんだと、統合の後どうするんだと。いってみれば再編策を出さなければ、起債を許可しないという、そういう条件にいろいろ使われたというか、そういう中でぎりぎりまで来たというような、特殊なケースでございますので、今後は、9月の内示等、今後そのあとにも第2次の許可等も来ると考えますから、その状況も踏まえながら、事業の執行にあたっては留意してまいりたいと考えてございます。

●議長林 国夫君 以上で一般質問を終わります。

これをもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時45分 散会